

平成29年第3回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成29年9月5日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	西岡 恵子
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	西川 良夫
3 番議員	小川 幸英	11 番議員	森 彪
4 番議員	林 茂	12 番議員	永濱 茂樹
5 番議員	安藝 広志	13 番議員	奥村 晴明
6 番議員	鳥海 典昭	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	矢部 幸一	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	徳元 敏行	16 番議員	森 志郎

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長	大塚 浩三	課長補佐	山瀬 佳美
--------	-------	------	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	石川 智能
副町長	友竹 哲雄
監査委員	林 健太郎
教育長	和田 哲雄
教育次長	下竹 啓三
会計管理者	奥田 浩志
総務課長	梯 達司
福祉課長	森 伸二
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	高田 俊男
社会教育課長	近藤 政春
住民課長	佐野 正洋
生活環境課長	石川 洋至
建設課長	近藤 孝公

経済産業課長	森 美津子
下水道課長	賀治 達也
水道課長	森 隆幸
西クリーンステーション所長	高木 律生

5 議事日程

議事日程（第1号）

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第48号 | 平成28年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 議第49号 | 平成28年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議第50号 | 平成28年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第51号 | 平成28年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議第52号 | 平成28年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について |
| 第8 | 議第53号 | 平成28年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第9 | 議第54号 | 平成28年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議第55号 | 平成29年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第11 | 議第56号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 第12 | 報告第6号 | 平成28年度財政健全化判断比率の報告について |
| 第13 | 報告第7号 | 平成28年度水道事業会計資金不足比率の報告について |

第14 報告第8号 平成28年度下水道事業会計資金不足比率の報告に
ついて

平成29年藍住町議会第3回定例会会議録

9月5日

午前10時開会

○議長（森志郎君） おはようございます。今年の夏も暑い夏となりましたが、9月に入り、朝夕はいくらか過ごしやすくなりました。

本日は、平成29年第3回藍住町議会定例会に、御出席をくださいます、ありがとうございます。

ただいまから、平成29年第3回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（森志郎君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日まで、1件の陳情と1件の請願書の提出がありますので、お手元に陳情受付表及び請願文書表をお配りしております。後ほど、ごらんいただきたいと思っております。なお、本請願については議会最終日に審議をいたしたいと思っております。

○議長（森志郎君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森志郎君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番議員、安藝広志君及び6番議員、鳥海典昭君を指名いたします。

○議長（森志郎君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から22日までの18日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月22日までの18日間に決定しました。

○議長（森志郎君） 日程第3、議第48号「平成28年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第11、議第56号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定

個人情報提供に関する条例の一部改正について」の9議案及び日程第12、報告第6号「平成28年度財政健全化判断比率の報告について」から、日程第14、報告第8号、「平成28年度下水道事業会計資金不足比率の報告について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） おはようございます。梅雨明け以降、猛暑の日が続きましたが、ようやく朝夕は秋の気配も感じられるようになってまいりました。

さて、本日、平成29年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、町政に関して諸般の御報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず最初に、（仮称）藍住町文化ホール公共施設複合化事業について、御報告をさせていただきます。現在、建築中の文化ホールにつきましては、基礎くいを8月上旬から打設しており、今月中旬には完了する予定となっております。当初の計画からは、大きな遅れもなく順調に進んでおり、12月には、予定どおり鉄骨建て方に入れる予定であります。工事期間が長く、住民の皆様には御迷惑をお掛けしておりますが、今後も、安全面に十分配慮しながら工事を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、インディゴコレクションでございますが、本年度は10月22日に開催を予定しております。今回は102名のモデルの応募があり、少しずつではありますが、町内外での認知度も高まってきているのではないかと感じております。今後も、藍の魅力を十分に発信できるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、各小学校で進めておりました空調機器の設置でございます。昨年度と今年度の夏休みを利用して工事を進めておりましたが、4つの小学校の合計95の部屋において、計画どおり設置が完了し、既に冷房運転を開始しております。これにより小学校、中学校の各クラスには、全て空調機器が整備されたことになり、より快適な環境において、今まで以上に勉学に励んでいただけるものと期待しております。

次に、6月1日に農業振興センター内に「藍住町消費生活センター」を開設し、消費生活相談員2名を配置しています。相談時間は、毎週月曜日から金曜日の午前

10時から12時と、午後1時から3時までとし、窓口や電話でのトラブル相談や子どもの消費教育、高齢者等の見守りネットワークの構築等、消費生活に関する推進を行っています。開設以来、センターでの新規の相談件数は、毎月十数件程度、継続相談件数については月30件から40件となっています。振込詐欺の手口も巧妙なものとなっていますので、今後も住民の方々への周知を行い、予防にも努めてまいります。

また、7月24日に徳島県庁10階に、実証に基づいた施策の分析、研究機能をベースとした、新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造の拠点とした「消費者行政新未来創造オフィス」が開設されましたので、更なる連携をとりながら、消費者への情報提供を行い、町民の安全・安心が確保される体制づくりを行います。

次に、中央構造線断層帯地震の被害想定が、先般公表されました。津波による被害はないものの、本町の面積の94%が、震度7の揺れに襲われると想定されています。揺れや火災による建物や人的被害が南海トラフ巨大地震を上回る想定となっており、想像以上の被害の大きさに衝撃を受けているところであります。揺れや火災による被害が甚大であることから、地震対策として、既に取り組んでいる木造住宅の耐震化、家具転倒防止器具の取付け及び災害時に必要な備蓄品の整備に加えて、火災予防対策として感震ブレーカーの設置など、防災・減災対策の更なる強化を図っていきたいと考えています。

来月の10月29日には、防災避難訓練を南小学校で実施を予定しております。避難訓練と併せて地震体験車、消防ポンプ車、自衛隊の資機材の展示及び炊き出し訓練等も計画しております。また、10月27日には、津波浸水想定区域のある藍住東小学校で、保護者と児童による親子防災訓練も実施したいと考えております。こうした訓練を重ねる中、多くの皆さんの参加をいただき、防災意識の高揚、災害啓発に努めてまいります。

続いて、今議会には、平成28年度の一般会計決算のほか、各特別会計の決算認定の議案を提出いたしておりますが、ここで、平成28年度普通会計決算統計の結果等について、その概要を申し上げておきたいと思っております。

平成28年度の町税収入は、約40億2,700万円となり、前年度と比べ0.2%、約900万円の増額となっています。地方消費税交付金は、約5億4,400万円、前年度と比べ5.2%、約3,000万円の減額、また、地方交付税と臨時財政対策債の合計額は約21億3,700万円で、前年度より4.6%、約1,

000万円の増額となっております。

一方、歳出では、人件費が前年度より9.0%、約1億7,100万円の減額、物件費は4.0%、約7,700万円減額となり、扶助費については8.7%、約1億8,500万円の増加となっております。また、普通建設事業費では、12.3%、約1億1,000万円の減額となりました。

普通会計における平成28年度末の基金残高は、合計53億6,258万円、地方債残高は80億8,300万円余りとなっております。

主な財政指標では、経常収支比率が83.0%、公債費比率が3.8%、財政力指数は0.71となっております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定した財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は生じておらず、実質公債費比率は4.3%と基準を下回っており、また、将来負担比率もマイナスと、いずれも健全な状態を示しております。

公営企業会計の資金不足比率についても、水道事業会計及び下水道事業会計とも資金不足は生じていないことを御報告しておきたいと存じます。

議第48号「平成28年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が105億1,580万2,540円、歳出総額は100億2,974万9,145円で、差引き4億8,605万3,395円となりましたが、このうち、継続費通次繰越に係る繰越財源が1億1,260万6,000円、繰越明許費に係る繰越財源が、3,697万9,000円でありますので、実質収支額は3億3,646万8,395円となっております。

さらに、実質収支額の10%相当額3,370万円を地方自治法第233条の2の規定により基金へ繰入れますので、残り3億276万8,395円が平成29年度への繰越額となりました。

議第49号「平成28年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が39億6,830万5,570円、歳出総額が38億7,494万9,974円で、差引き9,335万5,596円となりました。なお一層の医療費の適正化に努めてまいりたいと思います。

議第50号「平成28年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が24億4,675万1,004円、歳出総額が23億8,826万8,716円で、差引き5,848万2,288円となりました。また、

歳出のうち、介護保険給付費は22億2,772万8,889円で、前年度と比較して約0.6%増加しております。

議第51号「平成28年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が1,213万7,800円、歳出総額が歳入と同額の1,213万7,800円で、差引き0円となりました。

この事業は、介護サービス計画収入を財源とし、要支援者の介護予防に係るケアプランを作成しております。

議第52号「平成28年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が3億277万4,978円、歳出総額が2億8,106万1,566円で、差引き2,171万3,412円となりました。なお一層の高齢者福祉の増進に努めてまいりたいと思います。

議第53号「平成28年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で収入総額が5億4,606万9,624円、支出総額は4億1,933万1,009円となり、消費税経理の後、1億1,714万423円の当年度純利益を計上いたしました。そこで、剰余金の処分としまして、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に8,000万円を積み立てたいと考えております。

次に、資本的収支では、収入総額が2,147万2,580円、支出総額は1億4,969万7,185円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額が1億3,000万円となり、資本的収支不足額が、1億2,822万4,605円となりましたので、過年度分損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額等で、全額補填をいたしております。今後とも水道事業の使命であります、安全な水の安定供給を基本とし、サービスの向上と健全な水道事業経営に努めてまいりたいと考えております。

議第54号「平成28年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入・歳出決算の認定について」は、歳入総額が4億3,933万8,812円、歳出総額は、4億3,290万9,232円、差引き642万9,580円となりましたので、翌年度へ、この642万9,580円を繰越しすることとなりました。

昨年度は、奥野・徳命地区におきまして、推進工事及び開削工事により、1,152.3メートルの管渠布設を行い、約6.2ヘクタールの下水道供用開始をいたしております。今後とも、一層の事業効率化を図りつつ事業の推進に努めてまいりま

す。

議第55号「平成29年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも1億6,000万円を増額し、予算総額を99億9,000万円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げます。総務費では、電子計算機管理費で、マイナンバー記載事項変更業務委託に1,317万6,000円、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業費で、総合施設駐車場拡張工事実施設計に624万円、同工事費等に1,100万円を計上しました。

賦課徴収費では、町民税法人等の過年度過誤納金払戻金1,300万円を計上しました。

民生費では、老人福祉センター管理費で、乙瀬老人憩の家改修工事に710万円、保育所総務費で、国の保育対策総合支援事業補助金の防犯対策強化整備事業で、防犯カメラや園庭のフェンス整備の補助で729万円、保育所認可化移行支援事業で、準備費用の補助に970万8,000円、施設整備補助に900万円を増額しました。

衛生費では、母子保健費で、不妊治療助成事業に350万円計上しました。

農林水産業費では、一般排水路改良費に900万円を計上しました。

土木費では、道路簡易舗装費に1,300万円、一般町道新設改良費に200万円を計上しました。

教育費では、小学校総務費で校務システム導入業務に761万4,000円、中学校費で藍住東中学校教育振興費に県事業で、未来を創る企業家育成事業実施事業費に50万円を計上しました。

その他、事業実施見込みや、国・県の補助金の状況などにより、歳出過不足の補正を行うことといたしました。

歳入では、歳出に対する国・県の補助金のほか、平成28年度決算により、繰越金で2億276万8,000円の増額、また、地方特例交付金の決定により1,500万円の増額、一般公共事業積立金繰入金の1億円減額を行うものであります。

議第56号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を定めたため、本条例

の一部改正をするものです。

また、これらの議案以外に、報告案件といたしまして、平成28年度の財政健全化判断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率について、それぞれ報告をさせていただいておりますので、後ほどごらんいただき、御理解を賜りたいと存じます。

以上、決算関係で7件、補正予算で1件、条例関係で1件の計9議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、全議案について、原案どおりお認めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（森志郎君） 続きまして、監査報告について、本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件が7件ございますので、ただいまから審査結果について、林監査委員から報告を求めます。

林監査委員。

〔監査委員 林健太郎君登壇〕

◎監査委員（林健太郎君） 議長から監査報告を求められましたので、代表いたしまして審査結果の御報告を申し上げたいと思います。

それでは、平成28年度藍住町一般会計歳入歳出決算審査の結果から御報告申し上げます。

審査は、8月8日と17日の両日実施をいたしました。審査の結果の総括的な意見といたしまして、会計処理については、町条例及び役場処務規程並びに財務規則にのっとり処理されております。また、収入支出の決算額につきましては、出納証書類を照合の上、更にその内容につき検討を加え、審査をいたしました結果、決算書は、収入・支出の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容につきましても適正なものと認定をいたしました。

国、地方ともに財政状況は依然として厳しい中、町を挙げて行財政改革に取り組まれているところ、今後も、国の動向なども相まって、厳しい財政状況は続くものと思われまます。限られた予算での行政運営であることから、引き続き、業務の見直しや事務の合理化についての検討を行うとともに、有益かつ効果的な予算執行に努め、健全な財政運営、自立した町政運営のため、なお一層、職員一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

事務的な面や専門的な事項については、決算審査時において、その都度、個々に意見を申し上げたところであります。ただ、町税などの未納額の圧縮については、今後も、債権管理の徹底を図り、住民等が不公平感を抱くことのないよう、一段の積極的な取組をお願いしたいと思っております。なお、不納欠損への見極めに当たっては、過去の処分事績、他税目の未納についても勘案するなどの配慮をお願いしたいと思っております。

次に、平成28年度藍住町特別会計・国民健康保険事業歳入歳出決算、同じく介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療事業、水道事業、下水道事業、以上6つの特別会計の決算の審査結果について御報告いたします。

審査は、7月21日に実施をいたしました。それぞれの決算書について、出納証書類を照合の上、更にその内容について検討を加え、審査いたしました結果、会計処理は、町条例等の諸規定に基づき、適正に処理され、また、決算書は、収入・支出の状況、事業活動の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容も適正なものであると認定をいたしましたところでございます。

地方においては、依然として厳しい経済情勢が続いており、高齢者や低所得者の増加、医療費の高騰等により、独立した事業会計として設けられた特別会計の運営は、極めて厳しい状況にあります。制度の維持運営を図るために、一般会計から一般財源を繰り入れており、その繰入金は、増加傾向にあります。

また、国が頻繁に行う事業の見直しや制度改正への対応は、大きな負担となっております。このような状況の中、住民に対して、事業や制度の周知を的確に行い、理解を得るよう努めるとともに、他会計、他事業、相互に関連するものは調整を図り、事務事業の効果的・効率的な運営、また、経費の削減に取り組んでいただきたいと思います。

また、収納対策については、公平性の観点からも、なお一層の努力をされるよう申し添えたいと思っております。以上、監査結果の報告といたします。

○議長（森志郎君） ただいま議題となっております議第48号から議第56号は、先ほど、提案理由の説明がありました。これに対する質疑は省略し、上程されております9議案を、それぞれ所管の常任委員会に付託をして、十分審査をしていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議第48号から議第56号はお手元に配りました付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（森志郎君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。お諮りいたします。議案調査、委員会審査のため9月6日から9月12日までの7日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。したがって、9月6日から9月12日までの7日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、9月13午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午前10時41分散会

平成29年第3回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成29年9月13日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	西岡 恵子
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	西川 良夫
3 番議員	小川 幸英	11 番議員	森 彪
4 番議員	林 茂	12 番議員	永濱 茂樹
5 番議員	安藝 広志	13 番議員	奥村 晴明
6 番議員	鳥海 典昭	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	矢部 幸一	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	徳元 敏行	16 番議員	森 志郎

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	石川 智能
副町長	友竹 哲雄
監査委員	林 健太郎
教育長	和田 哲雄
教育次長	下竹 啓三
会計管理者	奥田 浩志
総務課長	梯 達司
福祉課長	森 伸二
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	高田 俊男
社会教育課長	近藤 政春
住民課長	佐野 正洋
生活環境課長	石川 洋至
建設課長	近藤 孝公

経済産業課長	森 美津子
下水道課長	賀治 達也
水道課長	森 隆幸
西クリーンステーション所長	高木 律生

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

4番議員	林 茂
3番議員	小川 幸英
9番議員	西岡 恵子
12番議員	永濱 茂樹

平成29年藍住町議会第3回定例会会議録

9月13日

午前10時開議

○議長（森志郎君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森志郎君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは4名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（森志郎君） それでは、まず初めに4番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔4番 林茂君登壇〕

●4番議員（林茂君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

生活環境改善の問題についてです。1点目は、空き家対策についてであります。国会で、空き家対策の推進に関する特別措置法、通称「空き家対策特別措置法」が成立し、平成27年2月26日に全国で施行されました。

高齢化や人口減の影響で空き家は増加を続け、全国に空き家が820万軒、その中で放置された空き家は318万軒にも及び、実に8軒に1軒の空き家があります。5年後には63万軒増えると言われていています。空き家は、倒壊、防災、治安や衛生上著しく有害となり、ますます増える傾向にあります。その改善策として「空き家対策特別措置法」ができたわけです。

空き家改善対策として、自治体の権限が法的に位置づけられました。特定空き家を各自治体が決める。その判断基準は、1、屋根や外壁が大きく傷み多数の窓ガラスが割れたまま放置、2、立木が朽ちて隣地に散乱、3、ごみの放置で悪臭発生などを目安としているわけです。

これらに該当する空き家の所有者に、撤去や修繕勧告、命令ができ、命令違反に

は50万円以下の過料を設け、強制撤去も可能となり、土地に対する固定資産税の特例から外れ、固定資産税が増額されます。特定空き家は固定資産税優遇の対処から外れ、空き家を放置させない制度と変わるわけです。

この空き家対策の問題では、西岡議員が、平成28年12月議会で質問を行いました。その時の答弁によりますと、町は、平成28年12月議会で「空き家等対策協議会」を設置し、町内の実態調査結果に基づき、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するために「空き家等対策計画」を作成し、その後、計画に基づいて空き家対策の事業を実施するという答弁でした。

その後の進捗状況について、幾つか質問をいたします。1、「空き家等対策協議会」の構成はどのようになっていますか。2、町の空き家の戸数と空き家率について。3、「空き家等対策計画」について。4、特定空き家の除却支援補助金について。5、空き家対策事業をすることに至っての問題点や将来の見通しについて。以上のことについてお伺いします。

次に、町営住宅についてです。公営住宅の目的は、公営住宅法によると「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」とされています。少子高齢社会となり、更に貧困格差が進む中、町営住宅の役割は、ますます重要になってきていると思います。

しかし、藍住町では、新築住宅の建設計画は、今のところありません。そして既存の住宅も傷んでいる住宅に対しては、空き家政策をとっています。

次の点について質問をいたします。1、町営住宅の入居者について、世帯別の収入状況はどのような構成になっていますか。2、入居者選考方法ですが、母子・高齢者・障がい者など住宅困窮度の高い世帯から優先入居する方法もあると聞きますが、藍住町の場合、このような優先策はとらないのでしょうか。3、町営住宅入居の希望者が多いが、住宅の改修はしないのかどうか。そして計画があれば併せて伺います。4、町営住宅の家賃減免制度につきまして、前回の議会でも質問をいたしました。このことについて、検討はどうなっていますか。以上のことについてお伺いします。

2点目は、国民健康保険の問題についてであります。医療保険制度改革関連法が2015年に成立によって、来年4月から、国保の財政運営主体を、市町村から都道府県に移管し、都道府県が市町村ごとの医療費や所得水準などを基に、それぞれ

の保険料水準の目安を示し、市町村は、それを目安に保険料を決める方式に変更します。市町村は、保険料の徴収、資格管理、保健事業等を担うようになるわけです。そして都道府県は、給付などの支払いを行っていくことになりました。

この国の方針に従って、各都道府県で国保の広域化について協議が行われ、協議結果が各市町村に公表されています。

しかし、徳島県は、市町村との連携会議が、昨年度4回開かれているのに、この会議の内容について、何一つ公表は、ありませんでした。

徳島県社会保障推進会議と共産党の議員団は、今年5月15日、徳島市からスタートし、6月2日まで24市町村を訪問し、この問題について懇談を行ってきました。自治体訪問では、市町村は、県の進め方に困惑しているとのことでありました。自分の自治体の資料しかもらえない。他の市町村の率との比較検討ができない。小さい自治体は、今まで必死に努力して医療費や保険料を抑えてきたし、医療機関も少ないので県全体で一律にはしてほしくない。このように、県に対する不満が出ているわけです。この問題については、一担当者任せにすることなく、やはり町として県に対する意見も反映させるべきです。このような中で、今どこの市町村でも、国保の運営では頭を抱えています。

国が、市町村国保の運営が困難な、この問題について、次のような指摘をしています。1、年齢構成が高い、2、医療費水準が高い、3、所得水準が低い、4、保険料（税）の収納率が低下している、5、一般会計からの繰入れなどで多くの自治体が運営をされている、このような指摘でございます。

そこで、藍住町ではどうかということ、少し具体的にお聞きをします。加入者の実態と滞納処分の状況について質問します。1、国民健康保険加入者の所得階層別の世帯数と滞納世帯数について、保険税を滞納すると、短期被保険者保険証及び資格証明証発行がされますが、その要件についても伺います。2、国保税の滞納者を、徳島県滞納整理機構に徴収を委託していますが、その状況を伺います。3、皆さんの机の上に徳島県内24市町村の国保料（税）の一覧表をお配りしていますので、ごらんください。

国の方針は、県単位に国保料・国保税を一本化する方針です。この表から見えることは、国保税が一番高いのは、阿波市の49万980円です。一番低いのが、24位的那賀町30万2,280円です。その開きは、18万8,700円です。約1.6倍です。藍住町は19位で36万4,300円。阿波市と比べて12万6,

680円、約1.3倍の開きがあります。これだけ保険料（税）の開きがある自治体を一本化するのには、保険料（税）の低い市町村からの納得は得られないと思うわけですね。

もう少し具体的に見ていきますと、藍住町の1人当たりの医療費は34万5,408円。24市町村の中で23位と低く、所得は49万6,000円で4位と所得が高い位置にあります。他の市町村と比べると国保の運営条件としては比較的恵まれているようですが、決して恵まれているとは言いきれません。

今までは、藍住町独自で保険税を医療費の動向などを試算して決めてきましたが、来年度からは、藍住町に決定権はありません。県下の中でも低い保険税が、来年度はどうなるのか。そして、町が負担する事業費納付金は、どのようにして決まるのか。また、それがどの程度になると予測しているのか、併せて伺います。4、市町村が納付金を滞納するような事態には、どのように対応がされるようになるのか、お伺いします。

3点目です。平和行政の問題についてです。町の平和行政についてです。私ども、板野郡平和行進実行委員会は、毎年、藍住町役場からゆめタウンへ向けて「核兵器なくせ、憲法9条守れ。」と唱和しながら平和行進を行っています。その集会には板野郡内の町長からメッセージが寄せられています。

以前、石川町長も、この集会に参加し激励の挨拶もいただきました。そして実行委員会では、板野郡内の各自治体訪問を行い、原水爆禁止世界大会に持参するペナントへの署名や、被爆者支援カンパの要請にも応えてくれました。

今年は、国連で核兵器禁止条約の賛同を得るために各国で被爆者国際署名に取組、飯泉徳島県知事を始め、藍住町では90人の職員が署名に賛同していただき、各自治体からも署名に大きな協力をいただきました。この力が国際社会を動かした、このように確信をしているところです。

藍住町では、町民に対して、学校教育における平和教育の取組の特徴について伺います。

次に、人類史上初の核兵器禁止条約が採択されました。1945年8月6日に広島、9日に長崎へ原爆が投下されてから72年がたちました。たった一発の原爆によって、その年の終わりまでに、広島で約14万人、長崎で約7万人もの命が奪われました。

今、世界には、約1万5,000発もの核兵器があります。それを再び使わせな

いためには、法的に禁止して一発残らずなくすしかありません。

7月7日、国連の会議で、核兵器禁止条約が122か国の圧倒的多数の賛成で採択されました。核兵器のない世界の実現へ、歴史的な一歩が踏み出されたのです。

しかし、日本は唯一の戦争被爆国でありながら、その決議案には、残念ながら反対しました。被爆者団体や広島、長崎の両市長から、そして多くの国民からは日本のとった態度に非難の声や疑問の声が出されました。

非核三原則の堅持と、全ての核兵器などの速やかな廃絶を訴え、戦争のない平和な世界が実現することを願い、徳島県内全ての自治体が、平和都市宣言をしています。平和都市宣言をしている藍住町長として、核兵器禁止条約の採択について見解をお伺いします。答弁により再問をさせていただきます。

○議長（森志郎君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） 林議員さんの御質問の中で、生活環境改善について、御答弁させていただきます。

まず、本町における空き家等対策につきましては、昨年度、町内全域を対象に外観目視による空き家等の実態調査を行いました。その結果、対象となる建物1万3,476軒のうち、空き家等が433軒でございました。空き家率は3.2%となっています。空き家等対策計画につきましては、空き家の現状を把握するため、所有者の方にアンケート調査票を送付していますので、その結果を踏まえながら計画を作成していきたいと考えています。

空き家等対策協議会の構成につきましては現在検討中ですが、今後、空き家等対策計画の作成と並行して、県や町の関係機関及び住宅の専門家の方など、できるだけ幅広く意見を反映できるような構成にしていきたいと考えています。

特定空き家の除去支援補助金については、空き家等対策計画での検討結果に基づきまして、特定空き家等の状況を見ながら検討していきたいと考えています。

空き家等対策事業を進めていく中での問題点や将来の見通しとしては、本町でも核家族化や高齢化が進んでおり、今後も、空き家については増えていくものと思われます。そのため、空き家の除去や再生活用等により、空き家の増加を抑制するための空き家等の対策は重要になってくるとは思われますが、事業を進めていく中で、空き家の相続権者が複数存在したり、あるいは特定できない等により対策が難しいなどの問題点が出てくると考えられますが、今後も、空き家等対策を総合的かつ計

画的に推進し、住民の皆様が、安心して暮らせるよう粘り強く事業を進めていきたいと考えています。

次に、町営住宅につきまして、資料請求がありました世帯別の収入状況について、説明させていただきます。お配りしています町営住宅入居者月額所得一覧表をごらんください。この一覧表は、町営住宅の家賃算定のための8段階の月額所得表となっていますので、実際の所得月額ではなく、所得から世帯人数等による扶養控除・障害者控除・寡婦控除等の諸控除額を引いた後の所得月額となっています。構成につきましては、月額10万4,000円までの入居者が全体の72%を占めており、その他の段階では、ほぼ4%となっています。

次に、入居者の選考方法ですが、特に母子・高齢者・障がい者などで優先入居は行っておりませんが、抽選に3回続けて外れた希望者の方には、優先的に入居を行っています。

また、住宅の改修については、町営住宅建設後、かなりの年数が経過しているため、傷みが激しい部分もあり、入居者に、けがや生活に支障がないように、できるだけ入居者の安全で安心な生活ができるよう、今後も必要な箇所は、早急に修繕をして住宅の長寿命化を図っていきたいと考えています。

町営住宅の家賃の減免につきましては、住宅の家賃は、入居者の所得に応じて決めさせていただいております。入居者には、年1回、収入申告書を提出していただいておりますが、その都度、収入状況の急激な変化により、生活状況について不安がある方については、聞き取り調査を行い、状況に応じて納付相談を行っています。現況では、藍住町営住宅設置及び管理に関する条例第17条の中で定めている要件を運用して対応していきたいと考えています。以上、御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（森志郎君） 藤本税務課長。

〔税務課長 藤本伸君登壇〕

◎税務課長（藤本伸君） それでは、林議員さんの質問のうち、国民健康保険加入者の所得階層別の世帯数と滞納世帯数につきまして御答弁させていただきます。

本日、お手元にお配りさせていただきました、「国保加入者所得階層別世帯数」をごらんいただきたいと思います。所得階層別についての詳細な説明は省略させていただきます。平成28年度の国保加入者の合計世帯数は、4,825世帯、うち滞納世帯数は、387世帯で、短期保険証の交付は、342世帯、資格証の交付は、

2世帯、差押え件数は、1件となっております。

次に、国保税の滞納者を徳島県滞納整理機構に徴収を委託しているが、その状況につきまして御答弁させていただきます。先ほどごらんいただきました「国保加入者所得階層別世帯数」の資料、下欄「徳島滞納整理機構での国民健康保険税徴収状況」をごらんいただきたいと思います。

平成26年度から平成29年度までの4年間の徴収状況ということでございますが、平成28年度で申し上げますと、徳島滞納整理機構への委託件数が30件で、うち国保税が16件、国保税委託額は、本税678万5,840円、附帯金（督促手数料、延滞金）63万5,100円となっており、国保税収入額は、本税393万2,354円、附帯金（督促手数料、延滞金）39万8,400円で、国保税未納額は、本税285万3,486円、附帯金（督促手数料、延滞金）23万6,700円、差押え件数6件となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 高田健康推進課長。

〔健康推進課長 高田俊男君登壇〕

◎健康推進課長（高田俊男君） 林議員さんの御質問のうち、国民健康保険証、短期証の交付要件と国保事業の来年度の国保税と納付金について御答弁させていただきます。

短期証の交付要件でございますけれども、本年保険税が滞納された場合、次年度より短期証として交付するようになります。そして、引き続き長期にわたり納税をされなかった場合には、資格証の交付ということになっております。ただし、その中には、18歳未満の方につきましては除きまして、1年証のほうを交付しております。

次に、国保事業につきまして、議員さん御指摘のとおり、平成30年4月から財政支援の拡充と、都道府県単位での財政運営を柱とする国保制度改革が履行されることにより、県が提示されました国保事業納付金を、市町村は県に納付し、国保事業が運営されるようになります。その納付金を町は、被保険者の方の国保税や法定繰入金により支払いすることになります。県は、納付金の算定に当たり、市町村の医療費水準や所得水準等を勘案し、決定する方針だと伺っています。

現在、県からの試算結果では、平成30年度の藍住町の納付金額は、約8億8,000万円ということでございます。

これを納付するための費用として、平成28年度決算で見ますと、国保税が

約6億2,000万円、繰入金が約2億4,000万円、合計約8億6,000万円の収入がございました。その金額を比較しますと、おおむね納付金の財源が確保されると見込まれ、今後、県の本算定により、多少の納付金の増減があるとは思いますが、現行税率で、平成30年度の納付は可能であると想定しております。

次に、納付金を滞納するような事態になった場合の対応についてですが、納めるべき納付金が、特別な事情によらず、保険税収納不足等による財源不足となり、納められなくなった場合は、徳島県国民健康保険財政安定化基金から借入れをし、支払いをすることになります。その場合、その借入金については、原則3年間で償還するということになっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 下竹教育次長。

〔教育次長 下竹啓三君登壇〕

◎教育次長（下竹啓三君） それでは、林議員の平和行政についての質問のうち、学校における平和教育について答弁申し上げます。

小学校においては、6年生の社会科の歴史学習の中で、「戦争と人々の暮らし」という単元で、戦争がアジア・太平洋に広がっていく過程や、沖縄の地上戦、広島・長崎への原爆投下、当時の社会の様子や人々の暮らしなどについて学び、平和の意義について理解を深めるようにしています。

国語では、戦争をモチーフにした文学作品を題材として、平和と人権について学んでおり、例えば、3年生での「ちいちゃんのかげおくり」という作品では空襲で家族を奪われ、一人残された少女の気持ちに共感し、戦争がいかにも人権を無視した行為であるかを理解させるようにしています。4年生、5年生でも同様に取り組んでおり、6年生での「平和のとりでを築く」では、原爆ドームが世界遺産に認定されたことをテーマとして、平和を求める人々の気持ちの強さを読み取り、平和についての自分の考えを文章にまとめるようにしています。こうした学習により、夏休みの自由研究で、原爆ドームを訪れたことをまとめている児童もおり、家庭でも児童を通じて平和について考える機会が持たれているのではないかと考えています。

両中学校では、2年生で、沖縄への修学旅行を実施しており、事前学習として、1年生の三学期から、沖縄の地上戦を中心に平和学習を行っています。旅行中には、ひめゆりの塔や資料館などを見学し、戦争を体験された語り部の方からの生々しいお話を伺っており、平和の礎の前で、参加者全員で平和祈念式を行って平和を誓い、

祈りを捧げて平和の大切さをより深く考えるように努めています。以上、答弁いたします。

○議長（森志郎君） 石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） 林議員さんの御質問の中で、平和都市宣言をしている藍住町長として、核兵器禁止条約の採択についての見解について、御答弁させていただきます。

本町では、昭和60年第2回議会定例会で、非核・平和の町宣言が決議され、核の悲惨さや、平和の尊さを考える様々な取組を、町民の皆様と共に行っております。

また、平成25年には、世界各国の都市と力を合わせて、核兵器のない平和な世界の実現を訴える平和首長会議に加盟し、多くの首長とともに、強く平和を願い、その思いを世界に発信するなどの活動を行っております。その活動の一環として、平成27年6月に広島市から被爆アオギリ二世が寄贈され、平和を愛する心、命あるものを大切にすることを後生に継承するため、私と当時の議長の手により庁舎前広場、平和の町宣言碑の東側に植樹を行っております。

条約の採択については、国の専管事項でございますので、見解は差し控えさせていただきますが、核兵器や戦争のない平和で安全な社会であることの願いは、日本国民のみならず、世界の人々の共通の悲願でもあると申し上げ、御答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 林茂君。

〔4番議員 林茂君登壇〕

●4番議員（林茂君） それでは、再問をさせていただきます。

まず、空き家の問題で、少し私が考えているところと、問題点があるのではないかとということで、空き家対策のところですけど、町の空き家の戸数と空き家率について、1万3,476戸で、空き家は433戸、空き家率は3.2%との答弁でしたが、市町村における空き家数の推移というのがありまして、総務省が「住宅・土地統計調査」で調査をしているわけです。この資料によると、平成20年ですが、藍住町の住宅総数は1万4,040戸、空き家数は2,040戸で、空き家率は14.5%になっています。総務省の空き家数の数え方というのは、賃貸住宅を含めているから空き家数が多いという認識で間違いありませんか。町としての今回の調査の中での賃貸住宅の空き家等については、どのような調査とか考え方を持ってお

られるのか、このことをお尋ねします。

全体的には、空き家対策協議会の立ち上げなどは、これからのことだというような答弁でした。空き家対策を進めていく基本は、町の各課との連携が非常に大切です。一課だけでは、到底この大きな事業は進めないと、このように思います。それから、協議会の構成についても、これからの検討課題ということですが、是非、町民の皆さんから公募委員を募っていただいて、町民の代表として協議会の構成員に加えていただきたい。そして、建設関連団体とか、各種の専門家団体との連携と協力が、ますます空き家対策では必要になってくると思います。まちづくりのNPO法人などの協力や、地域で活動されている自治会の皆さん方の協力も空き家対策には欠かせないので、この点も是非幅広い結集を検討していただいて、どのような方法でやるかということ構成の面でも検討していただきたいと思います。

協議会の設立や計画などが具体的に決まれば、議会への報告はもちろんのこと、広報や町のホームページで広く町民の皆さん方に、このような取組を藍住町として行っているということを広く知らせていただきたいと思います。

町営住宅について再問させていただきます。配布されました資料説明では、町営住宅入居者の月額所得が、10万4,000円以下が228世帯で、全体の72%を占めていることになるわけです。所得の低い方々が圧倒的に多いというのが、藍住町の町営住宅の入居者の実態でないかと思うわけです。この月額所得というのは、障がい者とかいろいろな控除がありましても、全体的に見れば、生活保護基準に該当するような所得でないかと思われます。入居者の中には、家族の中で病気になったり、失業すると家賃を払いたくても払えない、この状況が1か月、2か月と続くと滞納額も増えてくるわけです。

この点では、国保税の滞納も同じことが言えます。この問題については、単なる滞納整理ではなく、生活に困窮している町民の皆さんの暮らしのシグナルと捉えていただきたいということです。根本的な解決に向けて、各課が連携しながら町民の皆さんの暮らしを支えていく、町営住宅に入居されている入居者の皆さんを支えていくという姿勢が必要でないかと思います。是非、訪問活動等の中で活用していただきたいと思います。

住宅使用料の平成28年度決算では、調定額5,375万8,830円に対し、収入済額は4,622万6,982円です。徴収率は86%です。滞納累積額は7,900万円に上るわけです。この金額が多いか、少ないかは別として、今の入居者

に負担の公平が求められていると思います。そこを考えると、町として入居者の実態も把握し、滞納をなくす取組方法を改善してもらいたいと思います。

そのためには、まず入居者の実態を知るために、是非訪問して入居者の意見も率直に出していただき、暮らしの実情をつかむことが、町の行政として非常に大切な役割でないかと思います。

不納欠損処理は、実態をつかみ、やむを得ない場合に限り行っていただきたいということです。金額が増えたから、不能欠損処理を行うのではなく、負担の公平から言っても、この点は原則としてきちんとつかまえてほしいと思います。前回も提案しましたが、住宅家賃の減免制度が、どうしても必要です。

大阪市の家賃、ここは福祉減免制度と呼んでいます。その趣旨と内容を紹介します。収入が著しく低額であるとき、災害により著しい被害を受けたとき、失職及び病気等の事由により著しく生活が困難なときに、決定家賃（応能応益家賃）の全額を負担することが困難な入居者については、福祉的配慮をもって家賃を減免する。ですから、災害に遭ったときとか、失業したとき、このことを指しているわけです。

そこで、著しく低い収入、著しく生活が困難なときについては、どのような基準を持っているかということです。これは、生活保護基準です。憲法に定められた生活、この基準を適用しているということです。

入居者の世帯総収入と生活保護基準を参考とした、最低生活費の認定相当額を比較し、世帯総収入が、最低生活費認定相当額を下回る場合に福祉減免を適用する。この最低生活費認定相当額は（生活扶助費＋障害者加算＋教育扶助等）×1.2倍＋住居費（減免前家賃）＋医療費等足した分と生活保護基準とを比較した減免率を作っているわけです。

大阪市の例で言いますと、減免は、暮らしの実態を明らかにしながら減免率を決めて適用しています。この基準を作ることによって、実際に、その人たちの暮らしの実態が明るみに出て、そのことによって減免をしていく。町長が決めるということですが、基準がやっぱり必要でないかということで、検討する価値があると思いますので、このことについても、是非検討していただきたいと思います。

国民健康保険について、答弁を頂きました。本当に大変な状況ですが、藍住町の場合には、先ほどの答弁では、どうにかやっていけるということでありました。

既に皆さん方も、今日の徳島新聞の朝刊を見られた方があると思います。今回、なかなか標準の保険料が、私たちは要求したのですが、出されませんでした。今日

ようやく発表があったわけですが、国保が8市町村で増額、16市町村で減額ということですが。

この中で、藍住町はどうかと言いますと、2016年度の1人当たりの保険税額が11万1,206円。2017年度1人当たりの標準保険税、10万6,170円。増減率マイナス4.5%ということで、2017年度は下がるわけです。このところをどんなふうに担当課は見ているのか、そして、このままで推移をして決められるのかどうか、この点も少し答弁をお願いいたします。

滞納問題ですが、全体の所得状況が言われました。所得100万円以下が2,802世帯、全体の58%を占めているわけです。ですから、所得が低いというのは、町営住宅の入居者の所得、国民健康保険に加入している世帯の所得も同じような状況なのです。約100万円以下という方々が58%、そして、滞納世帯数も262世帯で全体の68%占めているわけです。短期保険証の発行件数も、225世帯で66%。非常に厳しい暮らしが強いられた中での滞納状況が明らかになっていると思います。ここも、やはり生活保護基準以下の方々と思われる世帯に集中をしている、滞納世帯です。それから、資格証明証等です。

平成27年度は、差押え件数が藍住町で9件ありましたが、1件だけになりました。少し安心しました。

滞納整理機構への移管分も、先ほど説明がありました。国保税収入が、滞納整理機構の移管によって433万円、6件の差押えがあるわけです。これからこのことを考えると、滞納整理機構へ委託しても100%の徴収は不可能だということで、大変厳しい状況が続くと思われます。

なぜ滞納が増えるのかという原因というのは、国保加入者も年金生活者や無職者の割合が、4割に大幅に増えています。そして、職場には、健康保険がない被用者も約3割と増加している、これが、国保の運営の実態でないかと思います。

年金の支給額の削減、そして、社会保障の相次ぐ負担増のもとで生活や営業は本当に深刻になっています。これ以上の保険税の負担というのは、暮らしを破壊しかねません。この点で、是非保険税の検討についても、町当局として真剣に方向性を定めていただきたい。そのためには、加入者の暮らしの実態、そして、この実態をしっかりと反映させて、これ以上の負担増を抑える対策をしっかりとっていただきたいと思います。

なお、国保税の減免件数とその内容についてお伺いします。国保税の減免について

て、地方税法717条、国民健康保険法77条で定められています。天災、その他特別の事情がある場合、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、市町村の条例により減免ができると定めています。

この減免基準を明確にして、誰もが分かるような数値を作っていただきたい、このように思います。

○議長（森志郎君） 林茂君。もう時間ありませんよ。

●4番議員（林茂君） はい。

○議長（森志郎君） 明確に、正確に質問してください。

●4番議員（林茂君） はい。平和行政について答弁を頂きました。板野郡の平和行進実行委員会で、平和教育で、松茂町では、沖縄への修学旅行の日程を1日多く延ばして、その1日を平和学習に当てています。この費用については、町から1人2万円の負担を行っていることが、この前の訪問で分かりましたので報告させていただきます。

○議長（森志郎君） 時間がもう10分しかありませんので、的確な答弁をお願いします。

○議長（森志郎君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） 林議員さんの再問の中で、生活環境改善について御答弁させていただきます。

空き家の考え方については、議員さんから話がありましたように、賃貸住宅につきまして、全室空室の場合は空き家としていますが、それ以外は、空き家には含まれていないため、そのあたりの差が出ているものと思います。また、対策協議会につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、今後、幅広く意見が反映できるよう考えていきたいと思っております。

住宅につきましては、所得の低い方の家賃につきましては、生活状況に急激な変化があった場合は、納付相談により配慮していきたいと考えています。

滞納者につきましては、滞納者の実態を鑑みながら、支払える方については厳しく督促等を行い、公平化を図っていきたい。家賃の減免については、今後、他の市町村の状況を見ながら検討していきたいと考えていますのでよろしく申し上げます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 藤本税務課長。

〔税務課長 藤本伸君登壇〕

◎税務課長（藤本伸君） それでは、林議員さんの再問のうち、国民健康保険税の減免規定について主な内容は、また、平成28年度の減免件数につきまして御答弁させていただきます。

国民健康保険税条例第26条、国民健康保険税の減免では第1号で、「天災その他特別な事情がある場合」で例を挙げますと、刑事施設等に収容されている場合、公費により必要な対応がなされるための減免などがございます。第2号で、「社会保険の被扶養者であった方が、後期高齢者に移行されたことにより、国民健康保険の被保険者となった場合等」の減免などがございます。

平成28年度の減免件数につきましては、合計で14件ございました。内訳としましては、第1号該当の刑事施設等に収容されている場合、公費により必要な対応がなされるための減免が2件、第2号の社会保険の被扶養者であった方が、後期高齢者に移行されたことにより、国民健康保険の被保険者となった場合等の減免が、12件ございました。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 高田健康推進課長。

〔健康推進課長 高田俊男君登壇〕

◎健康推進課長（高田俊男君） 林議員さんの再問にお答えさせていただきます。

先ほど御答弁させていただきました、資格証の交付についてでございますけれども、交付するに当たりましては、資格審査委員会により、生活実態等を勘案し協議した結果に基づいて交付手続きをとっておりますので、補足説明をさせていただきます。

続きまして、県の試算によります標準保険料率が、来年度下がるということで、担当としてどう考えているのかというところでございますが、町といたしましては今後、県への納付金につきまして、増額を予想しております。主な要因といたしましては、医療費の増額が考えられるものと思います。年間約3%の医療費の伸びが想定され、それに伴い納付金も増額していくものと考えております。そのために、税率につきましては、本年同様、現行税率より来年度以降も課税させていただきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 林茂君。

●4番議員（林茂君） 国保の問題につきまして、藍住町として、国や県に対して、国庫負担の増額を要望させていただきたいと思っております。

1、1984年には、約50%ありました国庫負担率が、現在24%になっているわけです。高すぎる国保料を生み出す原因は、この24%に引き下げられたのが大きな原因です。国庫負担率を元に戻すことで、高い国民保険料を引き下げることが可能です。2、全国知事会では、協会けんぽ並みの保険料にするためには、1兆円の公費拡大が必要と国に要望してきましたが、2018年度からの増額は、2015年度の方を合わせて3,400億円のスタートで、更なる公費拡大の増額が求められているわけです。どうしても健全な国保の運営をしていくためには、国庫支出金を増やしていくことが必要でないかということで要望として発言をいたします。以上です。

○議長（森志郎君） 次に、3番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。
小川幸英君。

〔3番 小川幸英君登壇〕

●3番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

6月議会において石川町長は、四期15年半を振り返り、次の町長選挙には出馬しないことを表明されました。また、9月議会の冒頭16年を振り返り、様々な取組について精神誠意全力で取り組んできたとのことでした。

思い返せば、平成16年2月に行われた町議会議員選挙に立候補した動機は、常に町民の声を聴き、一生懸命町政に取り組まれていた石川町長を助けるためでもありました。

町長は、財政再建と公共工事の見直し、生活環境の整備充実、心の教育を重視し、福祉の充実、産業を育成し活力あるまちづくりを公約に掲げて当選され、日々目的達成のため取り組んでおられました。そして財政再建のめどが立った二期目以降からは、子育て支援に力を入れ、第2子の保育料半額、第3子の保育料無料化など他町村に先駆けて取り組まれました。

今や人口が3万5,000人を超え、県下では数少ない人口増の町として発展しております。このことは石川町政16年の取組の成果だと思います。任期まで残り3か月となりましたが、石川町長、16年間、御苦勞様でした。

それでは、質問に移ります。最初に汚水処理事業について伺います。平成27年度藍住町の普及率は下水道9.2%、合併処理浄化槽44.2%とのこと下水道

事業費 27 億 5,028 万円、設置マス 964 基、このうち使用開始済分が 889 基、加入件数 448 件、接続率は 50.4%、また、合併処理浄化槽は普及率 44.2%、事業費 8 億 7,029 万 5,000 円、補助件数は 2,512 件とのことでしたが、6つの項目について質問します。1、現在の下水道の進捗状況はどうなっているか。2、下水道汚水処理人口普及状況。3、財政状況。4、今後の方向性について。5、合併処理浄化槽の普及率。6、本町においては下水道、合併浄化槽どちらに重きを置いて推進していくのか。

次に、水道事業について伺います。9月7日の徳島新聞に掲載されていましたが、県内水道事業広域化へのことで、県は2018年度にも構想を策定し広域化を目指すとのことで、経営基盤を強化し、人口減少による収益悪化への対応や老朽化が進む施設の整備を進めるのが目的とのことです。県内では、市町村の財政難などを背景に2015年度末までの基幹管路の耐震化率が、26.7%と全国平均37.2%を大きく下回るなど施設の更新が課題になっています。

阿南市では、今年4月より水道料金が25%値上げされ、県内各地の市町村でも大幅な値上げを検討していると聞きますが、本町の水道事業はどうなっているのか伺います。

また、アスベスト管、古い管を順次変えているが、どのくらい残っているか。今後費用はどのくらい掛かるか。本町の上水道基幹管路耐震化率は、2015年度で23.8%と板野郡では一番低いですが現在はどうなっているのか。今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、冠水対策について、勝瑞地区千間掘周辺対策について6月議会にも質問しましたが、その時に友竹副町長より答弁を頂きました。内容として千間掘については、建設課のほうでも、その都度、浚渫の費用を組んで浚渫工事を実施するとともに、抜本的な解決になるかどうか分かりませんが、一番末端のほうの北島町になる徳島北高校横の踏切部分、その部分が一段と狭くなっていて南千間と北千間の合流地点になる所、そこの改修を行えば少々の解消ができる。その部分が北島町の区域になるので北島町のほうに町の状況を報告して、協力をいただけるか交渉してみるとのことでしたが、その後どうなったのか伺います。

次に、町内各所の冠水対策について、地図の資料を頂きました。平成28年度台風16号の時の道路冠水箇所を頂きましたが、町内26か所で冠水、ほぼ町内全域で低い所が冠水しております。また、町域は吉野川と旧吉野川に囲まれた平

地で、吉野川の増水に伴う旧吉野川や正法寺川などの支川、中小河川の内水氾濫による浸水被害が特徴とされております。

平成16年の台風23号や平成23年の台風15号の影響で、吉野川流域では下流部を中心に大きな被害が発生しております。徳島引田線、奥野、前川付近や徳島環状線、住吉千鳥ヶ浜付近、藍住東幼稚園付近は、台風の度に冠水しないかと住民の方も心配しております。今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、ふるさと納税について伺います。平成16年度、県下のふるさと納税実績で、1位鳴門市、1億5,082万円。2位徳島市1億968万円。3位吉野川市8,374万円となっております。このうち、最も少なかったのは本町で25万円でした。

県下最下位の結果を受けて、藍で製品を増やし取り組んできましたが、寄付額は25万円となり、本町の住民が、他の自治体へ行った寄付額は、794万6,000円となり実質大きな赤字となっております。2年も、3年もふるさと納税寄付額が徳島県の市町村で最下位では何の取組もしていないと思われても仕方がないと思います。今後どのように取り組んでいくのか伺います。

最後に、議員の資格を巡る訴訟について、6月23日付徳島新聞によると藍住町内に生活実態がなく議員資格を有しないとする町議会の議決で、2014年に失職した西岡恵子町議（2016年に再度当選）が、町を相手取り、議決の取消しを求めた訴訟で最高裁第三小法廷は、20日付で町の上告を退ける決定をした。西岡氏の生活の本拠が町内にあったと認め、議決の取消しを命じた。一審の徳島地裁判決を支持し、二審の高松高裁判決が確定した。

石川町長は、町の上告を破棄した最高裁判決についてどう思っているか。また、この裁判で幾ら費用が掛かったか。町は議会に対して掛かった費用を請求するのか伺います。答弁により再問いたします。

〔奥村晴明君、「議会に請求がきて、ほんであれば、負担金は自分も出すんだろな。」の声あり〕

○議長（森志郎君） 賀治下水道課長。

〔下水道課長 賀治達也君登壇〕

◎下水道課長（賀治達也君） 小川議員さんの御質問のうち、汚水処理事業関係について御答弁させていただきます。

まず、下水道事業の現在の進捗状況についてですが、下水道事業は御存じのとおり

り、平成13年度に公共下水道の事業認可を受け、平成25年度に第1期計画区域を完了し、現在、第2期計画区域として新たに幹線管渠工事並びに面整備に取り組んでいるところでございます。供用開始面積といたしまして、第1期、第2期計画区域の合計面積186.6ヘクタールのうち120.1ヘクタールとなっており、面積的に64.3%の進捗率となっております。また、全体面積の990ヘクタールから見ますと12.1%の進捗率でございます。

続きまして、汚水処理人口普及状況についてでございます。合併処理浄化槽の普及率につきましても併せて御説明させていただきます。お手元の資料をごらんください。汚水処理人口普及率は、下水道処理人口普及率と、合併処理浄化槽の普及状況を表す浄化槽人口普及率の合計となっております。なお、浄化槽人口普及率につきましては、算定の基準が、戸数ではなく人口となっていることから、戸数につきましては、藍住町の平均世帯員数により計算したものであることを御了承いただけたらと思います。

まずは、下水道処理人口普及率でございます。人口は3,491人、戸数は1,370戸、普及割合は10%となっております。次は、浄化槽人口普及率でございます。人口は1万6,158人、戸数は6,463戸、普及割合は46.29%となっております。そして、この合計が、汚水処理人口普及率となり、人口は1万9,649人、戸数は7,833戸、普及割合は56.29%となっております。

続きまして、下水道事業の財政状況につきまして、御説明させていただきます。平成28年度の決算状況につきましては、先日の建設産業常任委員会でも御説明させていただきましたが、歳入総額4億3,933万8,812円、歳出総額4億3,290万9,232円で、歳入歳出差引額として、642万9,580円が実質収支額として、平成29年度への繰越しとさせていただきます。

歳入につきまして、昨年4月に大型商業施設が、下水道接続したことにより、公共下水道使用料が大幅に増えており、接続前の平成27年度決算では、2,831万3,080円の収入済額が、平成28年度の決算では、4,892万1,290円の収入済額となり、2,000万円以上の収入増となっております。今後とも効率的な運営に努めていきたいと考えております。

今後の方向性についてと本町においては下水道、合併処理浄化槽どちらに重きを置いて推進していくかについて併せて御説明させていただきます。

去る8月24日の徳島新聞に「徳島汚水処理普及58.9%」、「15年連続全

国最下位」と大きく掲載され「県内市町村では、財政負担の大きい公共下水道など集合処理方法の計画を見直す動きが広がっている。県は普及率を平成37年度末時点で79%に引き上げる目標を掲げており、市町村設置型浄化槽の導入促進を市町村に働きかけている」との内容でありました。

徳島県としては、汚水処理人口普及率の引上げが最大の課題であり、引上げの方法については、特にこだわらないというものであります。

また、国としても、この県の考え方の基となる「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」を国土交通省、農林水産省、環境省が共同して策定し「将来的な人口減少を見据えた汚水処理手法の見直しと、10年程度をめどとした汚水処理の概成」という基本方針を示しております。

つまり、これまでの下水道整備予定区域の縮小を行い、代わりに合併浄化槽等による整備に変更するといったものであり、国、県ともに下水道事業中心の汚水処理事業から、合併処理浄化槽の推進も含んだ、地域の実情に合わせた基本的な計画等を検討するようという指導であり、本町でも、今後、下水道区域の縮小という大きな見直しを行う必要があると思われれます。

そして、小川議員の質問であります、本町においては下水道、合併処理浄化槽どちらに重きを置いて推進していくか、との御質問につきましては、先ほども申しましたが、汚水処理人口普及率の早期向上を図ることが、最大の課題であることから、推進に時間の掛かる下水道事業から合併処理浄化槽事業に比重が移らざるを得ないかもしれません。

今後、下水道区域の見直しを図るとともに、区域外の地区には、これまでどおり、合併処理浄化槽設置転換の推進にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そして国、県の指導や、補助金の変更等の動向に十分注意し、車の両輪として下水道事業と合併処理浄化槽事業の両事業の効果的な運営に努めてまいります。以上、小川議員の汚水処理事業関係についての御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森志郎君） 森水道課長。

〔水道課長 森隆幸君登壇〕

◎水道課長（森隆幸君） 小川議員さんの御質問のうち、水道事業について答弁をさせていただきます。

まず、水道料金についてでございますが、本町の水道料金については、平成26年に消費税率が5%から8%になった時に、消費税率アップ分を値上げさせていただいておりますが、昭和60年の改定以来、税抜料金については、据え置いております。

人口減少地域では、主な収入源であります水道料金の値上げや、施設の規模縮小が重要な課題となっておりますが、本町の場合は、平成28年度の決算のとおり、一般会計からの繰入れもなく、黒字経営を続けており、また、急激な人口減少の予測もされていないことから、当分の間は、消費税率アップに伴う値上げ以外は、考えなくてもよいのではないかと想定しております。

次に、老朽管の更新についてであります。ここ数年は、埋設年代が古く地震にも弱いため、早急に布設替えをする必要があるという観点から、優先的に更新工事を進めております石綿管が、まだ町内に6キロメートル余り残っております。この更新費用は、2億円程度を予定しておりますので、当面はこの石綿管布設替工事を数年掛けて実施したいと考えております。

また、今後、他の管種についても耐用年数が経過し、更新時期を迎えるものがあり、これを計画的に更新していく必要があることから、今年度の事業で、経営戦略策定業務を行っております。現在は、この経営戦略をより実効性のあるものにするため、基礎データを精査している段階であります。今年度中には取りまとめをする予定でありますので、今後は、財政計画を踏まえた経営戦略に基づいて施設更新を行い、健全な水道事業を行っていきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

また、先日新聞に載っておりました耐震化率についてでございますが、耐震化率については、平成20年に耐震基準が見直され、ダクタイル鋳鉄管を使用しているも、本町が平成15年頃まで使用しており、布設当時は一番良い継手とされていたK形継手や、その前に使用していたA形継手で施工したものは、現在の基準では、耐震性がないと判定される等の影響もあり、平成29年3月現在、24.7%と低い数字となっております。

耐震化は、重要な課題であると認識しておりますが、現在の基準に適合させるためには、平成15年までに布設された配水管は、ほとんどのものは布設替えする必要がある、現実問題として難しいところもありますので、防災拠点への配水ルートの確保等も考慮しながら、老朽管の布設替えや新規布設を、耐震基準を満たしたも

ので施工することで、耐震化率の向上を図っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 近藤建設課長。

〔建設課長 近藤孝公君登壇〕

◎建設課長（近藤孝公君） 小川議員さんの御質問のうち冠水対策について、答弁させていただきます。

まず、千間堀の周辺対策についてですが、北千間堀と南千間堀との合流地点の改良に関して、過日（6月中旬）北島町建設課を訪問し、本町の排水事情を話し、それを解消するために排水能力の向上を目指し、検討している旨を説明してまいりました。

千間堀の対策として、合流点を改良する必要につきましては、御理解をいただけたと思っております。説明の中で、この合流地点には藍住町、北島町及び徳島市からの排水が流入しているため、改良を行うとした場合、関係市町にその受益に応じた費用負担が生じるのではないかと。費用負担も含めて関係市町が事前に合意しておく必要があるのではないかとのお意見をいただいております。

関係市町が、事前に協議するためには、工事内容や概算費用の見積もりなど、基本的な事項を検討しておく必要がありますので、この度の補正予算に、千間堀排水路基本設計業務として、関係費用を計上しているところです。

今後、徳島市や排水路をまたぐJR四国（高德線）などの関係機関とも、本町の事情を説明し、合流点の改良について、理解を得られるように進めてまいりたいと考えております。

次に、町内各所の冠水対策においては、従来から排水路対策ということで答弁させていただいているところでございますが、全体的な改良の必要性は把握しているものの抜本的な改良については、莫大な費用を要することから実施計画には至っておりません。

平成28年度、台風16号により冠水した26か所については、地理的要因による外、箇所ごとに様々な要因により道路が冠水しております。個別の対策が必要であるとと考えております。

従来、主要な排水路（断面積1.0平方メートル以上）については、自然排水を基本として改良等を検討してまいりましたが、現在は、排水ポンプ等による強制排水も有効な手段と考えております。排水先である河川管理者等と協議の上、強制排

水による雨水排水対策も併せて、検討していきたいと考えおりますので御理解をいただきたいと思ひます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 齊藤企画政策課長。

〔企画政策課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎企画推進課長（齊藤秀樹君） 小川議員さんの御質問のうち、ふるさと納税の寄付額の向上対策並びに藍製品や特産品の充実、地元商店との連携強化につきまして、答弁をさせていただきます。

ふるさと納税の寄付手続きにつきましては、近年ではスマートフォンやパソコンなどから、ネットショッピングの感覚で、クレジットカード決済機能を利用した寄付が主流となっています。

本町では、本年6月からクレジットカード決済を開始したところ、寄付を頂いた10件のうち9件の利用がありました。県下一若い本町では、こうした現代的な手続きによる納税額の流出を抑えることは困難と考えられますが、一方で、本町に対する寄付増加も見込まれるところでございます。そのためにも、返礼品の充実が急がれるところでございます。

本年7月には、町内に完成したビール工房で製造された地ビールを返礼品として追加し、早速寄付申込がありました。地ビールなどの飲食物は、満足していただくと、同じ方からの複数回の寄付申込や情報拡散が見込まれますので、その期待ができる地域の特産品を広く掘り起こせるよう地域の商店や工場、農業者等との間で、市場の動向や住民の趣向など、直接関係する重要な情報につきまして、その情報交換を起点とした連携が図られる仕組みづくりを検討したいと考えています。

一方、本町にとって藍製品の充実には欠かせないものと考えますが、本町の要項では、返礼品提供事業者は、藍住町内の事業所を有する方、又は個人事業主の方に限られており、また、藍製品を取り扱う事業所も多くありません。この状況に対し、例えば、藍の館で染められたもので、広告効果が高いと判断できれば、事業所の所在地等にかかわらず、返礼品として認めるというような、多種多様な展開を見据え、藍製品の充実が図られるよう、要綱の見直しを検討したいと考えています。以上、ふるさと納税の今後の取組についての答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） 小川議員さんの御質問の中で、議員の資格を巡る訴訟につ

いて御答弁させていただきます。

まず、町長はどう思っているのかという御質問については、最高裁により判決が下ったものでありますので、私の思いを述べることもないかと思えます。答弁については差し控えさせていただきます。

この裁判で、幾ら費用が掛かったかについては、弁護士費用等については、612万4,676円でございます。

町は、議会に対して費用を請求するのにかについては、地方自治法第105条の2の規定により、普通地方公共団体の議会又は、議長の処分、又は、採決に係る普通公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する、とされていることから町の代表として、議長が被告となっており請求することはできません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 小川幸英君。

〔3番 小川幸英君登壇〕

●3番議員（小川幸英君） 答弁を頂きましたので、再問いたします。

下水道普及率の資料を頂きましたが、人口が3,491人で1,370戸、割合が10%となっております。合併浄化槽は、人口1万6,158人で6,463戸、割合が46.29%、合計として人口が1万9,649人で7,833戸、割合が56.29%という資料を頂きました。

ゆめタウンが加入されたことにより、割合も大分上がっておりますが、他の地区においては、非常に加入者が少ないというようなことでありますが、加入者を増やすことの取組として、多くの住民が車を洗ったり、家庭菜園の水やりや子供のプールの水など、下水道に流さないのに、水道代に比例して下水道料金が決定されているのが非常に矛盾であるとの声をたくさん聞きます。

加入者を増やしていくためには、このような住民の声をクリアしていかなければと思いますが、いかがでしょうか。この汚水処理状況については、国や県の動向も見据え、合併浄化槽に大きく切り替えていくのが良策というような答弁もありました。

確かに下水道の工事も遅れております。前にも林議員のほうから声もありましたが、地震に強い合併浄化槽というようなこともありました。全国でも、地震のときに合併浄化槽のほうが強かったという話もあります。町も、早急にそのような方策をとっていただきたいと思います。

それから、水道事業について、石綿管を替えるのに約2億円掛かるという答弁がありました。耐震化率が2.47%と板野郡でも低い数字だと思われます。早急に替えるべきだと、今の水道の予算が、大分黒字になっておりますが、その時期に早急に替えるべきだと思われますが、いかがでしょうか。

次に、千間堀対策について、答弁を頂きました。北島町にお願いに行ったという話を聞きましたが、今議会補正予算で、千間堀排水路基本設計業務として、900万円が計上されております。住民の願いであります洪水対策について、予算を計上したのであれば、徳島市と北島町にもかかるので、話し合いが必要ということもありますが、早急に取り組んでいただきたいと思ひます。答弁により再々問いたします。

○議長（森志郎君） 賀治下水道課長。

〔下水道課長 賀治達也君登壇〕

◎下水道課長（賀治達也君） 小川議員さんの汚水処理事業についての再問について答弁させていただきます。

庭への散水や洗車時に使用する水量が、下水道料金の算定に反映されることについて、住民からの声があるということだったと思うのですが、我々も、下水道推進の関係で各家庭に訪問したときに、話題として出るものでござひます。

我々も、インターネットとか近隣市町村、全国的なデータを見ましたところ、各家庭におきまして使用する水、それと外で使う水を一つ一つ完全に把握するというのは現実に難しいということで、今使用量につきまして、申し訳ござひませんが、節水をお願いしているのが現状でござひます。

それともう一つは、補助金の関係がござひます。下水道を使用することによりまして、不要となりました浄化槽につきましては、雨水をため、散水など雑用水に使用される方につきまして、調理用施設を改造工事の一部に助成するという制度がありますので、そういうふうな助成についても御紹介させていただきます。

いずれにいたしましても、できるだけ住民の方に御理解いただけるような形で、今後分かりやすい説明を心掛けたいと思ひますので御理解いただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森志郎君） 森水道課長。

〔水道課長 森隆幸君登壇〕

◎水道課長（森隆幸君） 小川議員さんの再問について、答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中で、石綿管の残量について、もしかしたら違う数字を言ってしまったかも知れませんので確認をしておきます。今の残数量は6キロメートル余りということです。

先ほど御指摘がありましたとおり、更新については、できるだけ早急に更新していくという方向で経営戦略の中で、取りまとめをしていきたいと考えております。御理解をいただきたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 近藤建設課長。

〔建設課長 近藤孝公君登壇〕

◎建設課長（近藤孝公君） 小川議員さんの再問について、答弁をさせていただきます。基本設計をなるべく早くというような質問でなかったかと思えます。

1点、現時点で申し上げることができるとするならば、関係機関が相当多数ございますので、協議を進めることは早くしたいと思うのですけれども、合意を得られるということについては、多少のお時間を頂くようになると思われまいます。努力をしまいたいと考えておりますので御理解をいただけたらと思えます。以上です。

○議長（森志郎君） 小川幸英君。

●3番議員（小川幸英君） 下水道事業について、加入者を増やすための努力というのはどういうふうな感じで取り組んでいますか。これ1点聞いておきます。

それと、住民に分かりやすい取組をしていくという話ですが、これはやはり住民の方も、いろいろ不満に思っている方もありますので、特に説明、電話とかも掛かってくる時もありますので、説明を正しくしてほしいと思えます。

それから、千間堀については、早急に取り組んでいくと。ただ、徳島市や北島町のこともあるのでというような話もありましたが、やはり、これも住民の側に立ったら早く取り組んでほしいという願いがあると思えますので、積極的に藍住町が、先頭に立って取り組んでいただきたいと思えます。

○議長（森志郎君） 賀治下水道課長。

◎下水道課長（賀治達也君） 今後の取組といたしまして、今現在、二人一組で個別訪問しております。接続をお願いする中で、議員さんもおっしゃってございましたように、それぞれの家庭の事情もあると思えますので、それぞれの実情とかを勘案いたしまして、実際このくらいの使用量になりますとか、そういうふうな計算をいたしまして、一緒にいろいろ説明をさせてもらいながら理解をいただけるようにしてまいりますので今後とも努力してまいります。よろしくお願いたします。

○議長（森志郎君） 昼食のため、休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時45分小休

午後1時再開

○議長（平石賢治君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

議長から、体調不良により議事の進行をお願いしたいとの依頼がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長に代わりまして議事を進めさせていただきます。御協力よろしく申し上げます。

それでは、ただいまより一般質問を再開いたします。

次に、9番議員、西岡恵子君の一般質問を許可いたします。

西岡恵子君。

〔9番 西岡恵子君登壇〕

●9番議員（西岡恵子君） 議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を始めますが、質問に先立ち、私の処分取消請求訴訟事件について、最高裁判所は6月20日付、藍住町の上告を棄却し、私の勝訴が決定いたしました。今後は、町政発展、町民福祉の向上に向け、更に活動してまいります。

それでは通告書に沿って始めます。理事者には簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

まず、行政一般、石川町政についてお尋ねいたします。6月議会、冒頭での突然の引退表明に驚いたところですが、これまでの四期16年間の町政運営、実績の中でスムーズに実施できたこと、また、できなかったこと、いろいろあると思われまます。まず、数々の実績のうち、私がテーマとしている、教育・福祉・環境問題・男女共同参画社会の実現から印象に残る事業について、各1件挙げるとしたら何でしょうか、お尋ねします。

次に、教育事項、就学援助制度について質問いたします。学校教育法において、就学援助制度では、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない。」とされています。その対象者は、生活保護世帯や住民税非課税世帯、児童扶養手当受給者ほか、経済的な理由により児童生徒を就学させることが困難な家庭、と自治体が判断した世帯です。この制度は、子供の貧困と大きく関係し、厚生労働省は、平成24年の子供

の貧困率は16.3%で6人に1人、平成27年は13.9%で7人に1人、以前より少し改善したものの、ひとり親世帯の子供の貧困率は、50.8%と今年6月に発表をしております。

このことを踏まえ、文部科学省調べを見てみると、就学援助を受けている小中学生は、平成24年（2012年）には約155万人、就学援助率は15.64%で過去最高となり、平成26年は150万人で、就学援助率は15.39%、少しは減っていますが、6人に1人の割合となっております。

そこで、藍住町の就学援助制度について尋ねます。頂いている資料、その推移から、平成24年度の就学援助率を計算してみると約16%、平成27年度は14.5%と、国と同じく減少傾向が見られるものの、六、七人に1人の割合で、援助制度を利用していることが分かり貧困率も同じ傾向、きめ細かな配慮が必要と思います。

藍住町における対象者の推移、補助対象費目、また、その支給期日、特に、補助対象費目の中で、小中学校に入学する新1年生対象の新入学児童生徒学用品費と、修学旅行費の支給日について尋ねます。

最後に、行政一般事項より、「インディゴコレクション2017」について質問をいたします。藍住町総合戦略、観光交流資源魅力化プロジェクトの取組の一環として、また、藍染普及支援事業として藍の魅力再発見を目的に、昨年開催した藍染め製品をテーマにした本格的なファッションショーに続いて、今年も来月、10月22日に「“藍”に親しみ、“藍”を楽しむ。“藍”をもっと身近に！」をテーマに「インディゴコレクション2017」が開催予定ですが、準備など、その進捗状況について尋ねます。

同時に、昨年好評だった「藍染めワークショップ」は既に開催されたようですが、参加者の反応はいかがだったでしょうかお尋ねします。

また、徳島の藍は藍住の藍と発信していますが、肝心の藍の栽培農家については、過去の議会において、藍住町でも藍の栽培は必要、協力者を求めていくとの答弁でしたが、現状はいかがでしょう。以上、答弁により再問いたします。

○議長（平石賢治君） 石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） 四期16年間の町政運営の中で、教育・福祉・環境・男女共同参画社会の実現のテーマから、印象に残る事業について、各1件挙げるとした

ら何でしょうか、との御質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初に教育についてであります。学校施設の環境改善を図ったことが印象に残っております。耐震化については、平成15年度の北小学校の管理棟・体育館の耐震改修工事から始まり、平成22年度は、南小学校校舎・管理棟、北小学校校舎の耐震改修を実施し、翌平成23年度には、藍住中学校西校舎耐震改修を、平成24年度には、北・南幼稚園の園舎・遊戯室と、藍住中学校東校舎の改築を実施いたしました。これらの工事により幼小中の耐震化工事が完了いたしました。

環境改善では、平成25年度よりトイレの洋式化工事を進めており、今後も年次的に洋式化を進める工事を続ける必要があります。

平成27年度には、中学校2校に、平成29年度には、小学校4校にエアコンの設置工事を実施しました。これらの環境改善を図った実績が学業の向上につながればと思っております。

次に、福祉についてであります。少子化対策、子育て支援の充実でないかと思えます。平成22年度に国や県の施策の年齢制限を大幅に拡大し、子育て世帯の負担軽減を図り、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを推進することを目的として、ゼロ歳から中学3年生終了までの保険診療分を助成しました。また、第3子以降就学前児童の保育料、授業料無料化も少子化対策の一環で実施いたしました。当時は、財政的に非常に苦しい時でありましたが、少子化対策を進めるには必要な施策でないかと判断し、財政担当と協議をしながら、子育て世帯の負担軽減を図りました。その結果、出生率は、国では1.44%ですが、藍住町では1.63%との結果となっており、多少は効果が表れたのではないかと思っております。

次に、環境については、ごみ問題になります。就任して最初に取り組んだのが、鳴門市とのごみ焼却場建設問題でありました。鳴門市と藍住町で、一般廃棄物処理施設と最終処分場を共同処理することを目的として、平成10年5月に鳴門市・藍住町環境施設組合を設立し、組合施行による建設を進めておりました。鳴門市においては、地元住民の反対運動は一向に衰えを見せませんでした。また、焼却炉の機種選定や周辺対策事業についても、町と意見が食い違っておりました。本町といたしましては、組合存続の姿勢を貫いておりましたが、市においては組合を解散し、単独で建設を進めることを前提として協議が行われていました。また、組合議会からも、組合存続で再考を促され、最後まで努力していくべきだとの提案を受け、協議を続けました。しかしながら、市と町の間での協議は平行線をたどるに終始し、平

成15年6月に環境施設組合の解散議決となり、共同処理の構想は解消され、町単独での運営を継続することとなりました。

共同処理の協議と並行して、ダイオキシン対策などの工事を実施していましたが、町単独で運営することとなり、西クリーンステーションの焼却施設を長寿命化するため、焼却炉の更新などの大規模改修工事を実施いたしました。震災発生時には、ごみ焼却施設は、必要な施設であることから、建屋や煙突等の耐震改修工事も実施しました。これらの施策により、安定したごみ焼却場の運営が可能となりました。

また、平成19年には、指定ごみ袋の有料化を実施しました。実施に当たり、住民の方々に対して、町職員全員が全世帯を訪問して、ごみの出し方とごみの分別、減量化について直接説明をさせていただきました。分別の徹底が図られ、積極的にリサイクルを進めることができ、ごみの減量化につながったのではないかと思います。

最後に、男女共同参画社会の実現についてですが、本町では、「第3次総合計画」において地域共生のまちづくりを基本施策とし、この取組の一環として「男女共同参画型社会の確立」を推進してきました。平成18年に策定した「第4次藍住町総合計画」では、それまでの取組を継承、発展させる形で、男女共同参画社会の形成を取り上げ、人権尊重・男女共同参画の普及を目標として様々な施策を推進してきました。この中で、町の男女共同参画の基本計画の策定の必要性を強く感じましたので、藍住町男女共同参画審議会を設置し、平成21年3月、5年間を計画期間とする「藍住町男女共同参画プラン」を策定しました。

更に取り組を推進するため、男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現を基本理念に、平成26年度から5か年を計画期間とする「第2次藍住町男女共同参画プラン」を策定いたしました。一方、女性管理職の登用につきましては、本年度実績において、目標値を上回る40%を達成いたしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平石賢治君） 下竹教育次長。

〔教育次長 下竹啓三君登壇〕

◎教育次長（下竹啓三君） それでは、西岡議員の御質問のうち、就学援助制度について答弁をいたします。

配布させていただいている藍住町の就学援助についての資料により、御説明いたします。まず、対象者数の推移についてですが、平成20年度は、要保護30人、

準要保護433人、合計463人で年々増加を続け、平成23年、平成24年度には、504人となりました。これをピークに減少傾向となり、平成29年度には要保護14人、準要保護411人、合計425人で、過去10年間では最少となっています。

次に、対象費目及び支給金額については、右の表をごらんください。学用品費は小学生で年額1万1,420円、中学生で年額2万2,320円です。新入学学用品費は、国の要保護援助費補助金額が、平成29年度に引き上げられたため、本町においても本年度から、小学生は2万470円から4万600円に、中学生は2万3,550円から4万7,400円に引き上げております。修学旅行費は、直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費について、実施後に実績をもとに支給金額を決定しています。給食費については、実費額を、医療費については、う歯の治療、いわゆる虫歯の治療について自己負担額を支給することとしています。

これらを合わせた就学援助費の支給日につきましては、年3回、各学期末の月に口座振込によって支給しております。したがって、御質問の新入学学用品費及び修学旅行費については、一学期末の支給となっております。以上、答弁いたします。

○議長（平石賢治君） 齊藤企画政策課長。

〔企画政策課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎企画政策課長（齊藤秀樹君） 西岡議員さん御質問のうち、「インディゴコレクション2017」の進捗状況、並びに藍染めワークショップの状況につきまして、答弁をさせていただきます。

初めて取組ました昨年の「インディゴコレクション」では、幅広い年齢層の方々から評価をいただく一方で、周知不足等の課題がありました。今年度は、若い世代の読者が多い情報誌に出演者募集広告を掲載しました。結果、増員した定員を上回る102名の応募がありましたが、全員が出演できるよう調整し、進めております。8月末に実施した第1回目のウォーキングレッスンでは、出演者全員が参加し、熱心に練習を行いました。後2回のレッスンと、前日のリハーサルを予定しております。一方、集客のための周知につきましても、同情報誌10月号への広告掲載を予定しており、また、ホームページやSNSなどで、繰り返し情報発信を行っているところです。

藍染めのワークショップにつきましては、県内に活躍するハンドメイド作家団体に講師をお願いし、本年5月から毎月2回程度、藍の館において定員に近い参加者により開催をしています。アンケートでは、「初めて藍の館に来た。」、「とても楽しかった、また来たい。」と大変好評で、また、町外からの参加者も増えてきていることから、藍、そして、藍の館の魅力を更に、じかに感じてもらえるような取組を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平石賢治君） 森経済産業課長。

〔経済産業課長 森美津子君登壇〕

◎経済産業課長（森美津子君） 西岡議員さん御質問のうち、藍栽培の協力者と今後の取組について、答弁をさせていただきます。

藍の栽培について、御協力をいただければそうな農業団体や、農家の方に作付のお願いをしているところですが、今現在、御協力をいただける方はおりません。

藍の栽培を行うと販路等が必要となります。出荷方法について、藍師の方にお伺いしますと、生葉でなく乾燥させてから出荷してほしい、ということをお聞きいたしました。藍を刈り、乾燥をさせるとなると、広いスペースが必要となります。また、夏場の作業が多いことから、重労働であるということもお聞きしました。このようなことから、藍栽培の協力者を見つけることは難しい状態となっております。

しかし、藍の館付近で藍栽培ができればと考えておりますので、藍栽培をいただける農家に対する奨励金制度を創設するなど、御協力をいただける体制整備を検討したいと思っております。

かつては、藍の町であった藍住町。町民の方に少しでも藍を知っていただくために、今年の春に、県道1号線と四国縦貫自動車道の交差点北側に用地をお借りし、藍を植えるとともに、観光用の看板を立てました。観光の面からも阿波藍のPRに努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平石賢治君） 西岡恵子君。

〔9番 西岡恵子君登壇〕

●9番議員（西岡恵子君） 答弁を頂きましたので再問をいたします。

多くの実績がある中で、私のテーマ事項に沿って丁寧に答弁を頂きました。教育においては、学校施設の環境改善、各学校の耐震化、トイレの洋式化、空調機器・冷房の設置。福祉においては、少子化対策子育て支援の充実、ゼロ歳から中学校3年生までの医療費の助成、保育料の無料化。環境事項におきましては、鳴門市との

ごみ問題、環境組合の解散、西クリーンステーションの改修、減量化を目指したごみ袋の有料化。男女共同参画社会の実現においては、男女共同参画プランの作成、管理職の40%登用などなど、中でも、教育の学校施設の改善、耐震化は子供たちの安全のため、また、防災避難所としての役目上、重要事項だったと思います。トイレの洋式化は、家庭環境に合わせての改善、また、近年の温暖化に伴う気温の上昇に配慮した学校の冷房化も、町長が言われたように、子供たちの健康と学習能力の維持に役立つことと思います。

福祉事項のゼロ歳から中学校3年までの医療費の助成は、比較的早くから取り組み、子育て中の保護者から大変助っているとの声を聞きました。また、保育料の無料化も県下に先駆け、子育て支援策としての取組でした。

環境事項は、ごみ問題に対し、鳴門市との組合解散、西クリーンステーションを改修、自前で対応するとの決断は正解だったと思います。

男女共同参画社会の実現に向けての取組においては、早くに男女共同参画プランの作成、管理職の女性登用40%は誇れる数字だと思っております。今後は、更に政策決定の場に女性の声が必要。研修会など開催し、更に事業推進を望むところです。これらについては、財政の厳しい中での決断、おおむね評価するところです。

次に、石川町長は、就任当初より、事あるごとに財政は厳しいと言われ、行財政改革に取り組み、特に財政健全化を目指されました。求めた資料、平成13年度から平成28年度の積立金及び地方債残高の推移によると、就任当初の平成13年度の地方債残高(借金)は、約93億881万円、基金残高(貯金)としたものは、約22億7,792万円、平成28年度地方債残高は80億8,313万円、基金残高は53億2,412万円、平成13年度と比較すると、地方債残高(借金)は、12億2,568万円減らし、基金残高(貯金)は30億4,710万円増やしたことになります。これら行財政改革の過程の中で、自立への道の基盤ができたことも事実、評価するところですが、町長自身が言われておりました、地方債残高と基金残高を同額にするとの目標からすると、その差額は、平成13年度は当初の70億3,088万円から、平成28年度の差額は27億5,900万円と、大幅に減ったところですが、この数値に対して自己評価はいかがでしょうか。

次に、教育事項について、就学援助制度について再問をいたします。補助対象費目の支給日については、各学期末とのことですが、新入学学用品費、修学旅行費については、一学期末とのこと。この支給日を早めることはできないでしょうか。

前段の質問の際にも少しふれましたが、子供の貧困と就学援助は、関係性が深いことが分かっています。「平成28年国民生活基礎調査」では、ひとり親世帯の子供の貧困率は50.8%、特に母子家庭において、その経済状態は大変で、3年前に比べて「借金がある」、「貯金がない」、と答えた割合が増加、「生活が苦しい」という割合も母子家庭では82.7%に上がり、厳しい状況ということが示されています。本町においても、就学援助率から同じ状況と考えます。

このような経済状態の中、新入学の準備や修学旅行に際し、まとまった費用の準備は大変かと思われます。この状況を把握し、既に繰上げ支給を実施している自治体や、現在準備中、来年度より前倒しで支給検討中など、全国的に多くの自治体が行っているようです。子育て支援が充実しているといわれている藍住町、早急に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後の「インディゴコレクション2017」については、広報あいずみやホームページでの周知、マスコミほかのPRも功を奏し、出演者も102人の応募があり、全員参加で順調な経過とのこと、何よりでございます。10月22日の本番、藍を身近に楽しむファッションショー「インディゴコレクション2017」に向けての成功を期待しております。

藍の栽培については、本格的栽培農家については、現在のところ未定とのことですが、藍染めの原料の菜生産者に聞くと、藍が栽培できたら菜として製品化はできるとのことでございます。先ほどの答えの乾燥葉ということが、ネックになると思いますが、何とか努力をしていただきたいと思います。その菜を藍の館で使用することは、6次産業化に近い形になるのではと思われます。今後も協力者探しに尽力されますよう求めておきます。

県道1号線、名田橋北の徳島自動車道高架下、交差点脇の空き地での藍の栽培は、私も見ました。何とかしたいとの担当課の努力が伝わってまいります。この藍の種を取り、更に来年につなげていただきたいと願っています。

藍住町総合戦略、観光交流資源魅力化プロジェクト、藍染普及支援事業として、今後どのように取り組むのかお尋ねします。以上、答弁によりまして、再々問いたします。

○議長（平石賢治君） 石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） 西岡議員さんの再問にお答えをいたします。

まず、財政健全化についての自己評価についてでございますが、私が就任した当時は、バブルの崩壊による経済不況を背景に、地方交付税が減額され、三位一体の改革が始まろうとしていた矢先であり、財政は危機的状況にありました。財政基盤の確立を図るため、町民委員会からの提言をもとに、行財政改革大綱を策定し、町民の方々の理解と協力が必要不可欠であると考え、町政の実情を知ってもらうために、改革に先駆けて町民説明会も開催いたしました。職員はもとより、議員の皆様との給与カットや、各施設で指定管理者制度の導入を図ったほか、給食業務や、し尿収集など、主として現業部門の業務の民営化を図りました。

平成24年には、藍住東・西両保育所の民間移管並びに中央保育所の給食業務の民間移管を実施しました。さらに、平成28年に特別養護老人ホーム・藍寿苑及び併設しておりましたデイサービスセンター、指定居宅介護支援事業所についても、民間移管を実施しました。退職者の不補充と合わせて、職員減による人件費の大幅削減を図っております。

町民の皆さんにも、指定ごみ袋の有料化や、公共施設の使用料アップなど御協力をいただきました。また、大規模商業施設の誘致や進出に伴う税収の増加を確保することができ、歳入増加につながりました。

また、校舎等の整備を実施しておりました教育施設整備公社、当時の借入額2億9,300万円及び用地等の先行取得を実施しておりました土地開発公社、当時の借入額9億7,200万円の借入れが残っております。ともに、年次的に資産を町が買取りし、平成18年には、教育施設整備公社の全資産を町が買取りし、教育施設整備公社は解散となり、平成24年には土地開発公社も全資産を町が買取り、償還も終了いたしました。

これまで、様々な行財政改革を強力に推し進めた結果、基金残高が平成13年度には、約22億7,800万円であったものが、平成28年度には53億2,400万円となり、約2.34倍の増加となっております。地方債残高についても、平成13年度には、約93億900万円であったものが、平成28年度には80億8,300万円となり、約13.2%の減少となっております。この地方債残高については、国の財源不足に伴う臨時財政対策債が含まれており、平成28年度の残高は、48億6,700万円でありますので、差し引くと32億1,600万円となります。この金額が、純粋な町の起債残高となり、率にして60.2%の減少となります。

西岡議員さんの質問の中で、町長は基金と町債残高が同額を目指しているといった内容の御質問がございましたが、臨時財政対策債48億6,700万円、今現在ございますので、地方債が約80億円、この80億円から48億円を引いた34億1,000万円、基金が53億円ございますので、実質は、基金が上回っているというような状況で、今現在なかろうかと、このように思います。

こうした結果から、数値的に見ても財政健全化については、おおむね達成できたのではないかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平石賢治君） 下竹教育次長。

〔教育次長 下竹啓三君登壇〕

◎教育次長（下竹啓三君） それでは、西岡議員さんの再問に答弁申し上げます。

新入学学用品費や修学旅行費を前もって支給することはできないか、という御質問でございますが、就学援助の手続きについては、在校生には2月に通知文書を配布し、希望者に対し、3月に申請書類等を郵送して申請を受け付けることとしております。4月中に認定作業を行い、5月上旬に決定通知を送付いたします。資料にありますとおり、毎年400件から500件の申請があり、事務量も多く時間が必要なため、前もっての支給は難しいと考えております。なお、修学旅行費につきましては、自己負担が困難な場合、学校長がひとまず立て替えておき、支給額決定後、学校長に支払う方式もあり、本年度には、小学校で3件、中学校で4件実施しております。以上、答弁といたします。

○議長（平石賢治君） 斉藤企画政策課長。

〔企画政策課長 斉藤秀樹君登壇〕

◎企画政策課長（斉藤秀樹君） 西岡議員さん再問の藍染普及支援事業につきまして、答弁をさせていただきます。

御存じのとおり、藍住町総合戦略の中で、先月8月17日に第1回の藍住町地方創生推進会議を開催いたしました。その中での御意見でも、「藍がすごく注目されている。例えば、県や上板町と連携して、何かもっと発信力の強い取組はできないか」、あるいは、「藍の館からの発信、PRについて検討してほしい」という具体的な御意見を頂戴しております。それを受けまして、検討を進めているところではございますが、支援事業につきましては御存じのとおり、インディゴコレクションであったり、藍染めワークショップというのが、その事業に当たりまして、御指摘のとおり順調に進んでおるところでございます。藍染普及支援事業につきましては、

そういったことで、順調であるのですけれども、藍の魅力を発信するといった点で、具体的なところがまだ十分でないと考えておりますので、この総合戦略の掛かる地方創生推進交付金がございます。こちら、県と各種団体が重なっておるわけですが、この中でも、県と連携して、阿波藍を活用した新たなツーリズムの創出と、情報発信というのをテーマに、いろんな事業が進められているところでして、本町においては、藍住町歴史資料館「藍の館」を活用した体験型イベントや、展示会等の企画の実施によって、阿波藍を活用した情報発信や、観光誘客の取組ができるよう求められておりますので、より具現化できるよう検討を進めてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平石賢治君） 西岡恵子君。

●9番議員（西岡恵子君） 石川町政について、たくさんの質問に対し、真摯に答弁を頂きありがとうございました。四期16年、大変お疲れ様でした。任期はまだ、2か月余りありますが、最後に、次期町長に対し、引き継ぎの折、経験者としてアドバイスをするとしたら、何が思い浮かぶでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、教育問題で、就学援助費に対しては、町内の実情を早急に把握し、繰上げ支給の方向での取組を申し上げておきます。修学旅行費については、配慮されているようですが、やはり、新入学に対しては、ランドセルとか、もろもろのお金がたくさん掛かる、そういうことで全国いろんな市町村で、既に検討を始めておりますので、どうか、藍住町も子育て支援の町、ということで早急な取組をお願いしておきます。

インディゴコレクションにおきましては、藍の普及事業については、ファッションショー、あるいは、ワークショップで現在進めている。その藍の魅力発信に向けて、これからさらに考えていく、そういうことを伺いました。藍がオリンピックのエンブレムになってから、私もせんだって、藍の館へ行きましたが、非常に観光客も増えているとのことを館長さんが言われておりました。藍の館を中心に、また、藍住町では、かつて国民文化祭におきまして、全国から藍の作品を募集したことがございます。今回、全国とは言いませんが、徳島県と連携をし、県下の藍の作品を一同に募集して展示する、そういう企画はいかがでしょうか、提案をしておきます。以上、答弁により私の一般質問を終わります。

○議長（平石賢治君） 石川町長。

◎町長（石川智能君） まず、次期町長への引き継ぎの際のアドバイスとして、ア

ドバイスをするとしたらどういった点か、といった御質問がございました。本来なら、予定どおりいきますと、今頃、私の第四期目の最大の政策の中で、目的としておりましたのが、文化ホールの建設でございました。本来なら順調にいきますと、今現在、ほぼ完成に近づいて、そろそろ落成をし、式典をいつにするかと、そういったことを協議するような時期でなかったかと、このように思います。諸般の事情で大幅に遅れましたけれども、今、基礎くいが打ち終わったところでございます。これから、建屋が段々と建っていくと、このように思いますけれども、この文化ホールにつきましては、立派な施設が完成することを、次期町長にはお願いを、立派に完成させるように、次期町長にはお願いを申し上げたらと、このように思います。

そして、また、私はかねがね、この新しくできる文化ホールを拠点といたしました、地方創生につながるような法則について、取組を進めたかったところでございます。文化ホールは、文化振興と地方創生の核となる施設でありまして、福祉、健康、そして、文化芸術などの拠点となるような政策を進め、成果を出してほしい。このように思っておりますし、そして、今現在、町が取り組んでおります、人口ビジョンと、総合戦略、これを確実に実行していく中で、これからの藍住町の更なる発展に尽力をしていただきたいと、このように思っております。こうした思いを次期町長には伝えてまいりたいと、このように思っております。以上、答弁といたします。

○議長（平石賢治君） 次に、12番議員、永瀆茂樹君の一般質問を許可いたします。

永瀆茂樹君。

〔12番 永瀆茂樹君登壇〕

●12番議員（永瀆茂樹君） 議長より許可を頂きましたので、ただいまから通告に従い一般質問をいたします。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

まず、防災対策。防災の日の9月1日、徳島県は鳴門市の鳴門ウチノ海総合公園を主会場に、県内各地で、南海トラフ巨大地震の発生を想定した総合防災訓練を行った。市町村や消防本部、民間企業など129機関から約1,000人が参加した。北朝鮮のミサイル発射を想定した落下物対応訓練も併せて実施しました。町長を始め関係職員と私も参加いたしました。行政として南海トラフ巨大地震を想定した

訓練について、今後どのような対策を講じられるのか伺いたい。

次に、応急危険度判定士についてですが、大地震など大きな災害が起こったとき、建物や宅地を調査し、安全かどうかを判定する建築や土木の専門の人といわれています。徳島県では、県、市町村の職員や民間の建築士の人たちを中心に、現在1,344人を判定士として登録しております。建物の柱の傾きや、壁のひび割れ、擁壁の状況等から危険度の判定を行い、安全であれば青、要注意は黄、危険であれば赤のステッカーを貼って、住民の皆さんに知らせて、余震による被害を防止する大切な役割を担っているといわれています。昨年、発生した熊本地震や鳥取県中部地震では、本県からも応援のため延78人の判定士を派遣して、建物と宅地を合わせて2,442件の判定をしたといわれております。今後、発生が想定される南海トラフ巨大地震や中央構造線、活断層地震などに備え、皆さんの命を守る応急危険度判定について、知っておく必要があります。

藍住町では、大地震で大きな災害が起こった場合、建物や宅地を調査し、安全かどうかを判定する応急危険度判定士は、何人いるのか伺いたい。判定士が多くいることにより、災害時の順番待ちがスムーズに運び、補助対策が早められますので、1人でも多く応急危険度判定士の要請を講じていただきたい。

次に、地震による電気火災、感震ブレーカー設置補助対策。3月議会にも質問しましたが、感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。3月議会での課長答弁で、感震ブレーカー設置の必要性については、引き続き広く周知に努め、設置の推進を図りたいとのことでしたが、町民の地震による、電気火災補助対策、推進・進捗状況を伺いたい。（資料を示す）

次に、防災ハンドブック。先日9月2日、徳島県危機管理部・防災人材育成センターの課長補佐に、防災の心構えとして御指導いただくために面接に行きました折、内容説明も含め親切に対応していただきました。そして、2017年度版で9月1日版の防災ハンドブックを50部頂きました。机の上に置いてあります。（資料を示す）防災の心得として詳細に記載されています。議員の皆さんにも配布していますので、町民の皆さん方に御指導をお願いいたします。

次に、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」について、まず、「県民一人ひとりが取り組むこと」、「地域みんなで取り組むこと」、「県や市町村等に取り組むこと」、「地震・津波災害を予防する適正な土地利用」などとしてA3カラー刷りで作成いただきました。防災に必要な資料の抜粋として、

「目標1わが家の防災会議チェックシート・まずは地震から命を守る行動を、地震発生！？その時、どうする？」、「目標2わが家の防災会議チェックシート・本当に必要なモノを選ぶ、備蓄はできている？」、「決めていますか？わが家の集合場所、家族が無事に再会するために」、「揺れを感じたらすぐ避難ーそのために家具の固定ー」、「災害用伝言ダイヤル「登録」方法」、災害時あなたを守るおくすり手帳、液状化による被害対策について、自助・共助・公助から、自助、FCP（家族継続計画）について。

次に、震災の備えとして予防対策。徳島県防災センター（北島町）1階に掲示してあるのと同じ内容枚数の資料をA3カラー刷りで、（資料を示す）頂きましたので、役場1階ホール等に、町民の災害時の安心・安全・周知対策として掲示していただきたい。

次に、県道・徳島引田線豊国生コンクリート西交差点改良について、行政の担当者も動いていると思いますが、先日8月30日、東部県土整備局・道路管理担当課長リーダーのところに交差点改良、要望内容の進捗状況把握、陳情に伺いました。工事係の担当者は現場に出て不在でしたが、課長が問い合わせさせていただいたところ、余り周知できてないのでは、との返事でした。課長の考えでは、側道は町道なのでしょう、とも言われましたので、車の渋滞は県にも関係あるのと違いますか、と言いましたところ、それでは、絵を書いて図面に表示して提出してください、よく検討してみます、とのことでありました。また、課長のアドバイスとして、交通渋滞緩和対策として、右折レーン等の時差信号も考えられますね、とも言われました。交差点改良、町道側の用地買収、町行政として努力していただきたい。交通事故防止・安全対策であります。帰りには、課長から、このような現地写真（写真を示す）を頂きました。

次に、名田橋橋脚劣化対策。行政だけに頼むのではなく、私も要望、陳情に行き、進捗状況を伺いました。以前、課長答弁では、9月ぐらいに橋台の現地視察に来ると思います、と言われましたが、東部県土整備局・予防保全担当係長に8月30日面会した折、現在は、名田橋の高欄、道路照明灯防護柵を交通渋滞緩和策として、140メートル片方ずつ交互にしていますとのことでありました。以前にも発言しましたが、担当係長に、家でも同じで土台が一番と違いますか、と言いましたが、今のところ、修繕設計は11月頃になるでしょうとの返事でした。そして、橋台の補強については、以前は遠くから目視でしたが、現在はロープで下りて視察

して、鉄筋が見えている所は防腐剤を塗り、断面を大きく太くしているとのことであります。また、六条大橋が済んだら、次とも言われましたので、遅れをとることなく、要望、陳情回数を密にして対策を講じていただきたい。

次に、狹隘道路解消対策について。防災に備えての関連質問、以前にも質問しましたが、地震・豪雨災害に備えての安心・安全対策。先月、第2消防署に行って、消防自動車、救急車等について、平成29年度の狹隘道路の提出簿、地域の箇所（5か所）の提出をしていただきました。そして、その資料を持って社会福祉協議会の局長さんのところに行って、各地区長の皆さんにも場所の把握はできていると思いますが、確認していただき、また、災害時の避難場所への危険箇所についても、よく周知していただけますようお願いしましたので、行政としても、町民の安心・安全対策、用地の交渉をしていただきたい。また、今後の課題として、災害時に備え道路の拡幅、用地の相談係、用地交渉課等の設置をしていただきたい。

次に、教育問題として、文部科学省は8月24日、2018年度予算の概算要求で、公立小中学校の教職員の3,800人増を盛り込むことを決めたとのこと、長時間労働が深刻な教員の働き方改革を進めると同時に、次期学習指導要領に沿った授業を円滑に実施できるように、小学校で英語など専門に教える専科教員の増員を目指すのが柱、いじめや不登校、貧困といった課題に対応する要員を充実させるとのことでありました。小学校英語でも対応、専科教員についてと藍住町の今後の教育方針を伺いたい。

次に、高齢者の健康づくり「いきいきサロン」。高齢者の健康づくりを促そうと鳴門市が昨年度から市民に開設を勧めている「いきいきサロン」が、8月1日時点で43か所と順調に増えている。理学療養士らの指導による「百歳体操」が筋力アップやバランス感覚を養うと口コミで人が参加。集まりをきっかけに、手芸や食事会等、住民同士の交流も生まれているとのことであります。サロンは、市が老人会などに開設を提案、集会所や公民館等を利用し、住民主体で企画運営を行う、5人以上で月1回以上定期的に取り組むことを条件に、お茶代など月5,000円を市が負担するとのことであります。

藍住町でも、高齢者の健康づくり「百歳体操」で筋力アップやバランス感覚を。町内各老人ホームや福寿会に、保健師も派遣する等の対策を講じていただきたい。

次に、高齢者の要支援、要介護度7段階について、高齢者の要支援、要介護度7段階までの詳細な内容説明とともに、平均費用は月幾らぐらいなのか、グラフにし

て表示していただきたい。介護保険料についても、原則3年に1度見直しされることですが、現在でも同じでしょうか、お伺いします。以上、答弁を頂き再問いたします。

○議長（平石賢治君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 永瀆議員さんの質問のうち、防災対策、応急危険度判定士、感震ブレーカー等と用地の相談係・用地交渉課の設置等について答弁させていただきます。

まず、初めに、防災対策についてですが、南海トラフ巨大地震を想定した防災・避難訓練については、大規模災害時における住民の皆さんの初動や避難方法等の確認を目的として、指定避難所ごとに毎年2か所で開催しております。また、津波の影響が予想される勝瑞地区では、平成25年度から、東小学校の児童及び保護者を対象とした親子防災講座や、地域住民の方を対象とした津波避難訓練を、津波防災の日である11月5日前後に実施しております。防災・避難訓練については、平成27年度から各避難所とも2度目の開催となっておりますが、1度目の参加人数と比較すると、全ての会場において人数は減少しております。

津波避難訓練についても、回数を重ねるごとに参加者数が減少しております。参加者数減少の原因として、東日本大震災から年月が過ぎたことによる防災意識の低下と、訓練内容のマンネリ化が大きな要因ではないかと考えられております。

減災・防災対策は、自助・共助・公助の3助の連携が基本であるとされ、中でも大規模地震の発災直後は、自助・共助が中心となりますが、このような状況では十分に機能しないことが予想されます。

そこで、防災意識の高揚と避難訓練参加者増加を図るため、開催方法、広報活動、訓練内容の3つについて平成28年度に検討をいたしました。開催方法としましては、これまで年2回開催していた指定避難所ごとの防災・避難訓練のうち、1回を全町一帯を対象とした町民一斉避難訓練に変更し、自治会や自主防災組織を対象に開催いたしました。

広報活動については、4月に開催した駐在員会で、防災・避難訓練への参加を呼び掛けるとともに、リーフレットを対象地域の全戸に配布するなど、様々な方法で広報活動を実施しております。

訓練内容についても、これまでの参加者アンケートの結果から支持が低いものを

中止し、自衛隊による資機材展示や炊き出し訓練などを新たに取り入れるよう準備を進めております。

今後、更に住民の皆さんの防災意識の高揚を図り、避難訓練の参加率を向上させていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、応急危険度判定士についてですが、応急危険度判定士には、被災建築物応急危険度判定士と、被災宅地危険度判定士の2種類の資格があります。両判定士は、文字どおり建物の危険性を判定する方と、宅地の危険性を判定する方がおり、別々の資格になっていますので、それぞれ、本日現在の人数を報告させていただきます。まず、被災建築物応急危険度判定士の人数は、町職員で14人、その他町内在住の建築士や県職員等が23人で合計37人でございます。次に、被災宅地危険度判定士の人数は、町職員が16名、その他町内在住の建築士や県職員等が12人で合計28人です。

また、今年の7月12日には、町と公益社団法人徳島県建築士会との間で「被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定」を締結しました。この協定は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時に、避難所となる小中学校等の安全確認を実施するため、応急危険度判定士の派遣について事前に取り決めたものでございます。

これに加え、10月29日に南小学校で開催する防災訓練では、建築士会に依頼し、一般住民でも活用できる簡易なチェックシートを用いた応急危険度判定講習を実施していただく予定としております。このように、応急危険度判定士について、広く周知を図ることで、判定士の増加及び育成を図っております。

次に、感震ブレーカーについてですが、先般、県から中央構造線・活断層地震の被害想定が公表され、本町では、揺れや火災による人的被害が、南海トラフ巨大地震を上回る想定となっており、その対策を急いでいるところであります。これについて、強い地震の揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーが非常に効果的であると考えられております。

現在、火災予防対策として感震ブレーカー設置に関する補助金交付要綱を作成している最中であります。今後、補助要件や、補助金額等の詳細を決定していき、平成30年4月1日から公布及び施行する予定としております。

また、今後この制度について周知を図るため、エーアイテレビや広報紙への掲載も行っていくますので、皆様方におかれましても情報の伝達、周知に御協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

次に、防災ハンドブック等についてですが、現在、防災知識の普及啓発のため、年4回、防災あいずみを全戸配布しているほか、役場庁舎1階の町民ホール内には、防災啓発コーナーとして、家具転倒防止器具を取り付けた棚やテレビの常設展示、また、各種防災に関するパンフレットを設置しています。

そしてこの度、議員さんから御提示いただいた資料について、事前に確認させていただきましたが、とても読みやすく、非常に重要な事項がたくさん掲載されておりました。つきましては、先に申し上げました、町民ホール内の防災啓発コーナーで、後日パネル展示をさせていただきたいと思っております。

次に、用地の相談係・用地交渉課の設置をしていただきたいとの御質問でございますが、用地交渉課の設置については、現在の職員数及び業務量から判断して、単独の課として設置するのは難しいと考えております。現在、道路等の拡幅に係る用地交渉相談担当は建設課が行っており、今後も引き続き建設課で担当をさせていただきたいと考えております。御理解を賜りたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平石賢治君） 近藤建設課長。

〔建設課長 近藤孝公君登壇〕

◎建設課長（近藤孝公君） 永瀆議員さんの御質問のうち、交差点改良、橋脚劣化対策、狹隘道路対策について、答弁をさせていただきます。

まず、県道徳島引田線と町道徳命中富線交差点改良について、御質問の交差点は、地方道徳島引田線と、徳島自動車道の南側側道である町道との交差点であります。町内外からの通行車両が多く、特に、朝夕の通勤時等において、信号待ちが長くなることがあり、名田橋方面の県道の渋滞と連動しているものと思われまます。

御質問にありましたように、町道側の右折レーン等の時差信号は、この交差点の渋滞緩和につながると思われますが、新たに道路用地を確保する必要や、県道管理者や信号などについて、関係機関等との協議手続きを要しますので、町道側の対策のほか、名田橋方面の渋滞緩和を要望するなど、当該交差点の渋滞緩和に向けて様々な検討を深めてまいりたいと考えております。

次に、名田橋橋脚劣化対策について、当該橋梁につきましては、架設後50年を経過し劣化が進んでおり、南海トラフ、中央構造線・活断層等の巨大地震も想定されることから、耐震化及び交通安全の面からも、補修の必要性を認識しております。遅れをとらないよう、今後も引き続き、関係者に対して対策をお願いしていきたい

と考えております。

次に、狹隘道路について、板野東部消防組合第2消防署と情報を共有しての道路拡張対策についてであります。消防署が把握している狭い交差点及び道路については、平成25年度においては、11か所の改良要望がありました。様々な要因により減少はしておりますが、今年度は、その対象が5か所となっており、解消には至っておりません。いずれの箇所も、日常の通行においても支障がある狭い箇所があります。これからも、用地関係者の協力を得られる箇所から拡幅等の改良工事を実施してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平石賢治君） 和田教育長。

〔教育長 和田哲雄君登壇〕

◎教育長（和田哲雄君） 永瀆議員からの御質問である「小学校英語教育に対する基本理念と今後の方針」について答弁申し上げます。

子供たちが成人として活躍する頃は、ツールとしての英語の必要性が、今以上に増大していることは確実であると思われまます。「うちは農家だから英語は必要ない。」と今の大人でしたら、こう答えるかもしれませんが、将来は、ICTや冷凍設備等の飛躍的な発達により、海外からテレビ電話で受注し、地球の裏側まで新鮮な野菜を届けることが可能な時代となることは、間違いないでしょう。英語ができるかどうか、将来の死活問題になるものと思われまます。

では、どうしたら英語をスムーズにマスターすることができるか、私は、「夏目漱石型英語学習方法」から「ジョン万次郎型英語学習方法」へ切り替えていく必要があると考えています。夏目漱石は、明治時代の文豪ですが、小説家になる前は、英語の先生をしていました。東京帝国大学英文学科を卒業した後、松山中学校（現・松山東高校）、第五高等学校（現・熊本大学）、東京帝国大学（現・東京大学）などで、講師や教授を務めましたが、その間、国費留学生として、イギリスに派遣されました。国に外貨準備高がほとんどない時代、国の期待を一身に背負っての海外留学でした。漱石は、「自分は、現代英文学はもとより、イギリスの古典であるシェイクスピアも原書でバリバリ読める当代きっての英語の先生だ。」と自信満々ロンドンに着いたのですが、下宿のおばさんの話す英語がさっぱり分からず、ノイローゼになってしまいました。

一方、時代は少し遡って、幕末、土佐の貧しい漁師であった万次郎少年は、14歳の時、漁に出掛け嵐に遭遇し、日本列島とハワイ列島の間位置する無人島（鳥

島)に漂着しました。幸い、近くを通りかかったアメリカの捕鯨船に救助されました。鎖国をしていた時代なので、万次郎は英語がさっぱり分かりませんでした。万次郎の誠実さと勤勉さが認められ、ホイットフィールド船長からアメリカへ来ないか、と誘われアメリカへ渡りました。

万次郎は英語をマスターし、航海術も身に付けて、無人島漂着から10年後、日本に帰国しました。その後、英語が自在に使えて、アメリカの事情にも通じている万次郎は、幕府役人・中浜万次郎として取り立てられ、日米和親条約締結に大いに貢献しました。その後、明治になってからも、万次郎は東京帝国大学の英語教授として、大活躍しました。

読み書きから入る「夏目漱石型英語学習」よりも、聞く、話すから入る「ジョン万次郎型英語学習」のほうが、効果が高いことは歴史が証明するところでもあります。

藍住町では、現在2人のアメリカ人による幼稚園・小学校・中学校での「生きた英会話」を実践中ですが、これは、聞く、話すから入る英語に重点を置いているからであります。

文部科学省による小学校英語専科教員制度が実現しましても、聞く、話すを大切にする方針を継続・充実させ、「英語が好きだ、英語は楽しい。」と思える子供たちを育て、藍住町の地方創生にも大いに貢献する、国際的人材を少しでも育成していきたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平石賢治君） 高田健康推進課長。

〔健康推進課長 高田俊男君登壇〕

◎健康推進課長（高田俊男君） 永瀆議員さんの御質問のうち、高齢者の健康づくりと要介護認定、介護保険料について答弁させていただきます。

まず、高齢者の健康づくりでございますが、鳴門市が開設を勧めています「いきいきサロン」は、介護保険の総合事業として、平成28年度から取り組んでいる「いきいき百歳体操教室」だと思われれます。「いきいき百歳体操教室」は、徳島県理学療法士会が推奨するいきいき体操を週一、二回、1か月程度続けることで、筋力が付き、動くことが楽になり、また、転倒しにくく、骨を折って寝たきりになることを防ぐ効果があると、県下市町村でも開設場所が増加しているところでございます。

藍住町におきましても、従来の介護予防事業の「いきいきサロン」に加え、「いきいき百歳体操」を今年度から開始することにしており、8月29日に福寿連合会役員会において、教室開設の説明を行ったところでございます。今後、広報やホー

ムページでも広く教室開設の募集をし、身近な場所で参加できる教室開設に向け、推進していきたいと考えております。

次に、高齢者の要支援・要介護認定と介護保険料について答弁いたします。介護保険における介護度につきましては、日常生活をするに当たり、支援が必要な方は支援1・支援2の2段階、要介護が必要な方は、要介護1から5までの5段階に区分されております。

介護認定に当たっては、被保険者の方からの申請により、介護認定審査会で各段階の決定がされます。それに合わせて、認定期間についても、個々の現在の身体状態により、6か月から24か月の期間で決定されております。

平成29年4月1日時点での認定者数につきましては、要支援1が89人、支援2が237人、要介護1が207人、介護2が324人、介護3が215人、介護4が145人、介護5が178人の合計1,395人の方が認定を受け、介護サービスを利用されております。その認定を受けられた方が、利用されました給付費につきましては、平成28年度決算では、月平均約1億7,000万円となっております。

次に、介護保険料についてですが、保険料は、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画で決定されております。その計画は、3年ごとに見直しをされております。平成29年度の介護保険料は、平成27年から平成29年の3か年間を期間といたしました、第6期計画により決められたものでございます。

現在は、平成30年から32年までの3か年間を期間とした第7期計画を策定中であり、今年度末には、計画書を策定し、各議員の方に御報告させていただきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平石賢治君） 永瀆茂樹君。

〔12番 永瀆茂樹君登壇〕

●12番議員（永瀆茂樹君） ただいまから再問いたします。

防災対策について、平成29年6月4日（日）この度の町民一斉避難訓練は、主に自治会や自主防災組織の活性化を図るとのことでした。そこで、現在、町内自治会組織団体は幾つあるのか伺いたい。また、自主防災組織についても、現在の進捗状況について、地域のきずなが命を守る自主防災組織についての補助制度、規約等についても伺いたい。

次に、地震災害で、避難路確保と家具の転倒防止対策について、防止金具の設置

については、高齢者の方、独居老人、障がい者宅については、金具取付け等無償でされているのか。また、そのうち、独居老人の方は、何人か伺いたい。また、健常者の方等については、転倒防止金具等について補助はあるのか、取付費用についても伺いたい。

次に、応急危険度判定士の人数は、町職員14人、そのほか町内在住の建築士や県職員が23人で、合計37人とのこと。被災宅地危険度判定士の人数は町職員16名、町内在住の建築士や県職員が12人で、合計28人とのことでありました。また、今年の7月12日には、町と公益社団法人・徳島県建築士会との間で、「被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定」を締結しましたとのことでありました。大変、よいことと思います。そこで、来月10月29日に南小学校で開催の防災訓練は、建築士に依頼し、一般住民でも活用できる簡易なチェックシートを用いた応急危険度判定士について、広く周知を図っておりますとのことでありました。判定士が多いほど、災害時の被害状況判定がスムーズに運ばれますので、早く補助が受けられると思います。

次に、感震ブレーカーについて、現在、火災予防対策として、感震ブレーカー設置に関する補助金交付要綱を作成しているところです。今後、補助要件や補助金額等の詳細を決定して、平成30年4月1日から公布及び施行する予定とのことでありました。周知を図るため、エーアイテレビ、広報紙への掲載、情報の伝達周知に御協力とのことでした。災害時、人命を守る安心・安全対策。補助金の要請を求めます。

次に、防災ハンドブック等について、役場庁舎1階の町民ホールに防災啓発コーナーとして、家具転倒防止器具を取り付けた棚やテレビの常設展示、また、各種防災に関するパンフレットを設置、また、町民ホール内の防災啓発コーナーで、終日パネル展示をされるとのこと、防災への心構え、周知対策を。

次に、狭隘道路、板野東部消防組合第2消防署と情報を共有しての道路拡張対策、南海トラフ巨大地震に備え、内容の情報把握していただくように、よく説明し、用地、関係者の協力を得られるよう拡幅等の改良工事対策に努力していただきたい。

次に、交差点改良・県道徳島引田線と町道徳命中富線交差点改良について、県道管理者や信号などについて、関係機関等との協議手続きを要します。町道側の対策のほか、名田橋方面の渋滞緩和を要望するなど、当該交差点の渋滞緩和に向けて、様々な検討を深めたいとのこと、県・地権者・関係機関とよく検討して対策を講じ

ていただきたい。

次に、名田橋橋脚劣化対策について、活断層等の巨大地震も想定されることから、耐震化及び交通安全の面からも補修の必要性を認識していますので、遅れをとらないよう、今後も引き続き管理者に対して対策をお願いしていきたいとのこと、橋脚劣化対策、よろしく願いいたします。

教育問題、藍住町の小学校英語教育に対する基本理念と今後の方針について、藍住町では、現在2名の米国人による幼稚園・小学校・中学校での生きた英会話実践中とのこと。これは、聞く、話すから入る英語に重点を置いているからと言われました。

文部科学省による小学校英語専科教員制度が実現しても、聞く、話すを大切にする方針を継続、充実させ、英語が好きだ。英語は楽しいと、思える子供たちを育て、藍住町の地方創生にも大いに貢献する、国際的人材を少しでも育成していきたいと考えますとのことでありました。藍住町の教育理念、大変感銘いたしました。今後とも御指導お願いいたします。

次に、高齢者の健康づくりと要介護について、藍住町においても、「いきいき百歳体操」を今年度から開始すると言われ、8月29日に福寿連合会役員会において、教室開設の説明を行ったところとのことでありました。今後、広報やホームページでも広く教室開設の募集をし、身近な場所で参加できる教室開設に向け、推進していきたいと考えていますとのこと、よろしく願いします。

ちなみに、藍住町各老人憩の家に「いきいき百歳体操」のビデオ等の配布として、対策を講じていただきたい。高齢者・独居老人の健康保全対策であります。以上、答弁を頂き、再々問いたします。

○議長（平石賢治君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 永瀆議員さんの再問のうち防災対策関係について答弁させていただきます。

まず、初めに、町内の自主防災組織の組織数についてですが、現在、町への登録数は約92組織（2,689人）であります。しかし、実際に活動している組織は過去の補助金の活用状況などから、約15組織（1,056人）程度であると思われます。

次に、新規に結成された自主防災組織についてですが、平成26年度から平成2

8年度の間で、新たに3組織が結成されました。また、今年6月4日に開催した町民一斉避難訓練後に、新規結成に向けての相談が寄せられており、訓練の目的であった、地域における防災意識の高揚という成果が表れたものと思われまます。自主防災組織の活動を支援するための各種補助制度につきましては、新規結成の促進を目的とした（自主防災等結成促進交付金）、既存の自主防災組織の運営に対する支援として（自主防災組織等運営支援交付金）、訓練の実施や研修会への参加、資機材の購入等の補助を目的とした（自主防災組織等補助金）などがあります。

災害時、地域住民による救助、救護などが行える自主防災組織は、非常に重要なものであると考えていますので、今後も防災意識の啓発に取組、自主防災組織の活性化を図りたいと思っております。

家具の転倒防止対策についてでございますが、議員さん御質問の独居老人の人数については、4月1日現在で516人でございます。家具転倒防止器具につきましては、地震対策として最も費用対効果が大きいといわれております。本町でも地震災害時における負傷者を減少させるため、平成25年度から家具転倒防止器具等の購入及び取付費用に対して、補助率2分の1、上限額1万5,000円の補助制度を設けております。

高齢者等への家具転倒防止器具無償化については、これまで民生委員会から無償化を要望する声を頂いておりますが、他の補助事業とのバランスを考えれば、無償化は難しいとの結論に達し現在に至っております。事業を継続して実施するには一定の負担をしていただく必要がありますので、御理解をいただきたいと思います。

最後に、補助制度の利用件数につきましては、平成25年度から平成28年度の間で累計19件でございますが、平成26年度をピークに、年々利用件数が減少しております。これは、東日本大震災から5年が経過し、住民の皆さんの災害への関心の低下が原因と考えられます。今後、様々な方法で補助制度を周知し、減災・防災対策の推進に努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平石賢治君） 高田健康推進課長。

〔健康推進課長 高田俊男君登壇〕

◎健康推進課長（高田俊男君） 永瀆議員さんの再問のうち、高齢者の健康づくりについて、答弁いたします。

「いきいき百歳体操」は、理学療法士指導のもと、正しい体操方法で継続して行

わないと効果がありません。まずは、理学療法士による指導を受けていただき、実施方法等を学んでいただきます。そして、その後、自主運営ができるようになった時点で、教室開催場所に対して、DVD等の配布をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平石賢治君） 永瀆茂樹君。

〔12番 永瀆茂樹君登壇〕

●12番議員（永瀆茂樹君） それでは、再々問いたします。

今朝の徳島新聞「地震から命を守るために。」（資料を示す）今朝の徳島新聞掲載では、近い将来の発生が予測されている南海トラフ巨大地震のほかに、県民が頭に入れておくべき地震がもう一つあります。それが、中央構造線断層帯などの活断層を震源とした直下型地震であります。今回県が発表した被災想定によると、最大で死者数3,440人、建物の全壊棟数6万3,700棟という甚大な被害が予測されています。耐震化や火災対策など、地域ぐるみで防災準備をととして、また、突然の地震で助かるためには、生活空間の地震安全性を高めることが最重要であり、まず、住宅の耐震化や家具の固定などがあります。そこで、先ほども申しましたが、高齢独居老人の方等の役所対策、家具の固定等については、巡回して無償で検討対策を講じていただきたい。災害への一歩踏み出し、安心・安全対策であります。以上で私の質問を終わります。

○議長（平石賢治君） 以上で、通告のありました4名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議案調査のため9月14日から9月21日までの8日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平石賢治君） 異議なしと認めます。したがって、9月14日から9月21日までの8日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、9月22日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これで散会といたします。

午後2時39分散会

平成29年第3回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成29年9月22日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	10 番議員	西岡 恵子
2 番議員	古川 義夫	11 番議員	西川 良夫
3 番議員	小川 幸英	12 番議員	平石 賢治
4 番議員	林 茂	13 番議員	永濱 茂樹
5 番議員	安藝 広志	14 番議員	奥村 晴明
6 番議員	烏海 典昭	15 番議員	佐野 慶一
8 番議員	矢部 幸一	16 番議員	森 彪
9 番議員	徳元 敏行		

2 欠席議員

7 番議員 矢部 幸一

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	石川 智能
副町長	友竹 哲雄
監査委員	林 健太郎
教育長	和田 哲雄
教育次長	下竹 啓三
会計管理者	奥田 浩志
総務課長	梯 達司
福祉課長	森 伸二
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	高田 俊男
社会教育課長	近藤 政春
住民課長	佐野 正洋
生活環境課長	石川 洋至
建設課長	近藤 孝公

経済産業課長	森 美津子
下水道課長	賀治 達也
水道課長	森 隆幸
西クリーンステーション所長	高木 律生

5 議事日程

議事日程（第3号）

- | | | |
|-----|-------|--|
| 第1 | 議第48号 | 平成28年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第2 | 議第49号 | 平成28年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について |
| 第3 | 議第50号 | 平成28年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 議第51号 | 平成28年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議第52号 | 平成28年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第53号 | 平成28年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議第54号 | 平成28年度藍住町特別会計（下水道事業）歳入歳出決算の認定について |
| 第8 | 議第55号 | 平成29年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第9 | 議第56号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 第10 | 議第57号 | 藍住町教育委員会委員任命の同意について |
| 第11 | 発議第6号 | 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について |
| 第12 | 請願第2号 | 日本政府に「すみやかに核兵器禁止条約の調印、批准」の意見書採択を求める請願 |

第 1 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

平成29年藍住町議会第3回定例会会議録

9月22日

午前10時開議

○議長（森志郎君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（森志郎君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」が議長あて提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（森志郎君） これより、日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

○議長（森志郎君） 日程第1、議第48号「平成28年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第9、議第56号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」の9議案を一括議題といたします。

本案については、所管の常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに、奥村厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

奥村清明君。

〔13番 厚生常任委員会委員長 奥村清明君登壇〕

●13番議員（奥村清明君） 議長から付託された5議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、9月6日に開催し、石川町長ほか関係職員出席のもと、付託された5議案について関係理事者に補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第48号「平成28年度における主要な施策の成果に関する説明書」の中で、地域介護・福祉空間整備事業について、どこの事業所に導入されているかとの質問

に、見守りセンサーは、町内2事業所、電動アシスト歩行器は、町内1事業所に導入されたとの説明でありました。

浄化槽設置整備事業について、補助基数が153基とあるが1基当たりの補助金は幾らになるのかとの質問があり、新設補助が136基で1基当たり補助金は10万円。転換補助が17基のうち、10基が5人槽で補助金が1基当たり33万2,000円。その10基のうち、6基が既存の浄化槽が完全撤去できたということで、プラス9万円。残りの7基が7人槽で補助金が1基当たり41万4,000円。その7基のうち5基が既存の浄化槽が完全撤去できたということでプラス9万円の補助金を交付したとの説明でありました。

議第49号「平成28年度国民健康保険事業歳入歳出決算報告書」の中で、不能欠損額、収入未済額について、額が非常に多いが、どのような収納対策をしているか。また、滞納整理機構への移管件数は、どのくらいあるのかとの質問があり、滞納者に対しては督促状の送付、年2回、県と共同催告、町独自で3回催告をしているが納付のない方については、国民健康保険証の短期保険証の交付、それでも納付のない方については、最終的に滞納整理機構へ移管している。移管件数は国保税とそれ以外の税を含めて30件である。これからも、県と万全の体制を組む中で徴収率を上げていくとの説明でありました。

議第50号「平成28年度介護保険事業歳入歳出決算報告書」の中で、年金から天引きされる介護保険料になぜ滞納が発生するのか、介護保険料を滞納した方についての差押えをしたことがあるのかとの質問があり、滞納については、65歳以上の年金受給者の介護保険料が、年金から特別徴収されるまでに、年金機構での事務処理が半年近く掛かること、年金から特別徴収される保険料がほかにもあり、支給金額が少額となる場合、普通徴収で納めていただかなければなりません。しかし、本人としては、介護保険料は、年金から特別徴収されていると思い込んでいるため滞納が発生すると考えられる。介護保険料滞納による差押えについてはないが、給付費の給付制限をかける場合があるとの説明でありました。

介護保険事業関係資料に関して、給付状況の中で、サービスを受けた人数が減っているのに給付費が増えている理由はとの質問があり、給付費については人数と比例するものではなく、介護度によって使えるサービスの月額量が違っているため、人数が減っても、介護度の高い方が増えると給付費が増えると考えられるとの説明でありました。介護支援ボランティア制度の取組についての質問に対し、平成30

年度から生活支援体制整備事業の一環として検討するとのことでありました。

審査の結果、付託された5議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月6日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。平成29年9月22日、厚生常任委員会、委員長、奥村晴明。
○議長（森志郎君） 次に、鳥海建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。
鳥海典昭君。

〔建設産業常任委員会委員長 鳥海典昭君登壇〕

●6番議員（鳥海典昭君） 議長から委員長報告を求められましたので、付託されました3議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、9月7日に開催し、石川町長ほか関係職員出席のもと、付託された3議案について関係理事者に補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第48号「平成28年度における主要な施策の成果に関する説明書」のうち、農業振興事業の中で、新作物研究会の内容について、新しく作った作物はどのようなものがあるのかとの質問があり、鍋などに使うネギやミニチンゲンサイなどがある。また、昨年からは「愛住」というネーミングを登録商標しており、その名前を付けて愛住ネギとして販売をしているとの説明でありました。

議第53号「平成28年度藍住町特別会計（水道事業）利益の処分及び歳入歳出の認定について」のうち、水道事業決算書の中で、石綿管の布設替工事はどのぐらい残っているのかとの質問があり、現在、データを精査しているところであるが、6キロメートル程度であるとの説明でありました。これに対して、今後の計画はどの質問では、従来から、石綿管の布設替工事を優先的に行っている。ほかの管種については、耐用年数を経過するものもあり、また、防災の観点から重要施設への配水の見直しも含め計画を立てていくとのことでありました。

審査の結果、付託された3議案については、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月7日に開催されました建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。平成29年9月22日、建設産業常任委員会、委員長、鳥海典昭。

○議長（森志郎君） 次に、永濱総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。

永瀆茂樹君。

〔12番 総務文教常任委員会委員長 永瀆茂樹君登壇〕

●12番議員（永瀆茂樹君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいま付託された3議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、9月8日に開催し、石川町長ほか関係職員の出席のもと、付託された3議案について関係理事者に補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第48号「平成28年度一般会計歳入歳出決算報告書」の歳入の中で、国庫支出金調定額に対して、収入未済額が多い理由はとの質問があり、翌年度へ繰り越す分で、見込みがあるものについて調定を上げているが、歳入として入っていないため収入未済額となっているとの説明でありました。

歳出の議会費の中で、議員研修で自己負担が発生する場合があるため、旅費の予算を増やす必要があるのではないかとの意見がありました。

貸付金元利収入の収入未済額に対する取組について質問があり、就学資金貸付金の償還金は、過年度分で12名の該当者がおり、3名からは納付していただいている。納付のない方については、督促状を出しているが、納付には至っていないとの説明でありました。

また、住宅新築資金については、既に事業は終了しているため、新規の貸付けはないが、過去に貸付けしたものが残っている。住宅新築資金の不能欠損処理は、10年の時効が成立後、債権放棄の議決を頂くか、債権者から時効が成立している旨の申出をしていただく必要があるので、今後、個々の状況を精査し、不能欠損の手続きについても検討していきたいとのことでありました。

戸籍住民基本台帳費の中で、マイナンバーカードの町職員に対する普及率はとの質問があり、町職員の普及率については、把握ができていないため、今後調査をしたいとのことでありました。

なお、平成29年8月31日現在で、藍住町全体では、2,996名が取得しており8.5%の普及率であるとのこと、今後も推進に努めるとの説明でありました。

教育費の中で、適応指導教室について具体的にどう進んでいるのかとの質問があり、小中学校の教員資格を持った臨時職員2名が常駐し、子供たちの学習指導やメ

ンタルケアなどを行い、学校に戻りやすい状況をつくっている。また、2か月に1回、職員や教育委員会、小中学校の先生、スクールカウンセラーが集まり、一人一人の状況確認をしながら進めているとの説明でありました。

図書館費の中で、年間図書の購入費と購入冊数はとの質問があり、予算は600万円で、平成28年度の実績購入数は児童図書が980冊、一般図書が2,532冊、郷土資料関係が15冊であるとの説明でありました。

公債費の中で、政府系の借入金について借換えはできないのかとの質問があり、政府系資金については、繰上償還は認められていないため、できないとのことでした。平成28年度においては、民間資金で7,900万円程度、繰上償還を行っており、今年度も予算の状況を見ながら繰上償還できるものについては償還を行いたいとの説明でありました。

「平成28年度における主要な施策の成果に関する説明書」のうち、木造住宅耐震化促進事業の中で、耐震診断後、改修に至らない理由について、また、県に対して、改修する補助金増額の要望はしたのかとの質問があり、理由については、現在、耐震診断を受けた方全員にアンケートを送って集計中であるとのこと、補助金の増額については、県に対して要望しているとの説明でありました。

小学校空調設置工事（第I期）の中で、国庫補助金はなかったのかとの質問があり、補助金よりも起債のほうが交付税として返ってくるため、そちらが有利と判断したとの説明でありました。

学校プール塗装改修工事などについては、国庫補助金があると思うので、今後、検討してもらいたいとの意見がありました。

議第55号「平成29年度一般会計歳入歳出補正予算に関する説明書」のうち、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業の工事請負費で、総合施設駐車場拡張工事の場所について質問があり、総合施設駐車場と庁舎との間に鉄塔に隣接している農地を借地として増設予定で、約50台を見込んでいるとの説明でありました。

一般排水路改良工事費900万円について質問があり、北千間堀、南千間堀合流点の改良について、徳島市、北島町、JRとも協議を行い基本計画を策定するとの説明でありました。

審査の結果、付託された3議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月8日に開催されました総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。平成29年9月22日、総務文教常任委員会、委員長、永濱茂樹。

○議長（森志郎君） ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました全議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これより、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発議を願います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森志郎君） 質疑がありませんので、議事を進めます。

ただいま、議題となっております議第48号から議第56号までの9議案については、各常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。したがって、議第48号「平成28年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議第56号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」の9議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（森志郎君） 日程第10、議第57号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） ただいま議長から、提案理由の説明を求められましたので申し上げます。

議第57号、「藍住町教育委員会委員の任命の同意について」提案理由の説明を申し上げます。議第57号につきましては、住所・藍住町奥野字前川70番地2、氏名・奥村康人、生年月日・昭和29年1月1日、選任年月日は、平成29年10月1日であります。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森志郎君） 議第57号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。したがって、議第57号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」は、住所・藍住町奥野字前川70番地2、氏名・奥村康人氏、生年月日・昭和29年1月1日、を任命同意することに決定いたしました。なお任命年月日は、平成29年10月1日であります。

○議長（森志郎君） 日程第11、発議第6号「議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について」を議題とします。提出者であります永濱茂樹君より、提案理由の説明を求めます。

永濱茂樹君。

〔12番 永濱茂樹君登壇〕

●12番議員（永濱茂樹君） ただいま議長より、議会改革調査特別委員会設置についての提案理由を求められましたので、説明をいたします。

現在の地方を取り巻く環境は厳しく、少子高齢化とともに、議員のなり手不足は深刻な問題となっております。議会が住民の代表機関としての適切な役割を果たすためには、多様な人材を確保するための環境整備が必要となっております。定数や報酬問題、女性議員増加の方策の検討のほか、議会活性化に向けて、議会改革先進地調査や各種団体等との意見交換会の実施など、今後の議会運営をよりよくするため、更に10年、20年後のまちづくりに寄与できるような議会改革について、検討する必要があり本特別委員会を設置したいと思っております。

つきましては、特別委員会を設置するため、藍住町議会委員会条例第5条の規定により提案するものです。議員各位の賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（森志郎君） ただいま、提案理由の説明にもありましたように、発議第6号については、藍住町議会として今後の議会運営をよりよくするため、議会改革について調査、研究し、検討をしていくために必要であります。

つきましては、永濱茂樹君ほか5名から提出されました、発議第6号「議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について」のとおり議決したいと思っております。こ

れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。したがって、永瀆茂樹君ほか5名から提出の発議第6号「議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について」は可決されました。

議事の都合により、小休いたします。議員の皆様は、委員会室1へお願いします。

午前10時26分小休

〔小休中に、事務局職員、名簿の配布をする〕

午前10時36分再開

○議長（森志郎君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。議会改革調査特別委員会委員の選任を行います。お諮りします。

議会改革調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革調査特別委員会委員については、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、小休中に委員で互選した結果、委員長には、西川良夫君、副委員長には、安藝広志君が選任されておりますので御報告いたしておきます。

○議長（森志郎君） 日程第12、請願第2号「日本政府に「すみやかに核兵器禁止条約の調印、批准」の意見書採択を求める請願」を議題とします。

なお、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りした、請願文書表のとおり、本請願1件のみとなっております。

事務局長に請願文書表を朗読させます。

大塚事務局長。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （請願文書表を朗読）

○議長（森志郎君） 請願第2号の紹介議員であります、林茂君から、請願の説明

を求めます。

林茂君。

〔4番 林茂君登壇〕

●4番議員（林茂君） 議長から請願理由の説明を求められましたので、ただいまから説明させていただきます。

藍住町議会議長様。請願者、原水爆禁止徳島県協議会、代表理事、服部敏彦。徳島市佐古四番町7の2。紹介議員、林茂、小川幸英。日本政府に「すみやかに核兵器禁止条約の調印、批准」の意見書採択を求める請願。7月7日、核兵器禁止条約が、国連本部で開かれていた交渉会議で採択されました。広島、長崎への原爆投下から72年、核兵器が違法化され「核兵器のない世界」への実現へ大きな一歩が踏み出される歴史の転機を迎えました。

禁止条約は、賛成122か国、反対1か国、棄権1か国という圧倒的多数の賛同を得て採択されました。国連加盟国の6割以上の国の賛同で、核兵器の禁止が国際的なルールとなりました。

条約が採択されたもとの、9月20日から調印が始まり批准を求める取組が焦点となっていきます。

唯一の被爆国でありながら、アメリカの「核の傘」の下にある日本の政府が、違法な核兵器の「使用の威嚇」に依存し続けていることを、私たちはいつまでも許しておくわけにはいきません。

「核の傘」から離脱し、被爆国日本の政府を条約に参加させ、核兵器の完全廃絶に向け、世界の先頭に立たせることは、私たち日本の運動の国際的な責務でもあります。

核兵器の廃絶は、人類の生存に関わる緊急・死活問題であり、国連第1号決議からも、人類で初めて戦争被爆を受けた日本の政府としても支持し、積極的に推進すべきです。

日本政府は、核兵器全面禁止に背を向ける態度を直ちに改め、核兵器禁止・廃絶を提唱し、禁止条約に調印、批准するように関係者に意見書をあげていただくことを請願いたします。以上、議員の皆さんの賛同をよろしく願います。

○議長（森志郎君） お諮りします。請願第2号「日本政府に「すみやかに核兵器禁止条約の調印、批准」の意見書採択を求める請願」については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号「日本政府に「すみやかに核兵器禁止条約の調印、批准」の意見書採択を求める請願」については、委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（森志郎君） これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森志郎君） 討論なしと認めます。

○議長（森志郎君） これから、請願第2号「日本政府に「すみやかに核兵器禁止条約の調印、批准」の意見書採択を求める請願」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号「日本政府に「すみやかに核兵器禁止条約の調印、批准」の意見書採択を求める請願」を採決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森志郎君） 起立少数です。

したがって、請願第2号「日本政府に「すみやかに核兵器禁止条約の調印、批准」の意見書採択を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

○議長（森志郎君） 日程第13、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

お諮りいたします。本件は、お手元にお配りいたしました意見のとおり、山田昌俊氏については、適任であるとの答申をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、お手元にお配りいたしました意見のとおり、答申することに決定しました。

○議長（森志郎君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（森志郎君） ここで、議会閉会前の御挨拶を石川町長からお願いいたします。

石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） 9月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。去る、5日の開会から本日までの18日間にわたり、提案申し上げました議案につきまして、十分御審議をいただき、本日追加提案いたしました議案を含め、全議案を御承認いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

また今議会は、私の町長としての最終の定例議会であり、感慨深いものがございます。平成13年12月に町長に就任してからは、町民の方々、議員の皆様、並びに懸命かつ真摯に公務を遂行していただいた職員の皆様には、大変お世話になりました。

この16年間の具体的な内容は、議会開会日の挨拶で申し上げたとおりですが、就任以来、行財政改革を積極的に推し進めた結果、財政健全化については、おおむね達成することができたと考えております。

財政健全化が図られたことにより、財政基盤は安定し、体育館や文化ホール等の大型公共施設工事が実施可能になったのではないかと考えております。

今後も、総合戦略を進める中で、地方創生に向けた方策についての取組を進め、藍住町が、ますます発展されることを祈念いたしております。

町長を去ると申しましても、私には残された任期が2か月余りございます。残さ

れた期間、多くの課題もございますが、誠心誠意、頑張ってまいりたいと思っております。未完了や未着手の事業につきましては、後任の方に引き継ぎを行い、町民に不便や不安を与えないよう努めてまいる所存でございます。

任期中、議会の皆様方を始め、町民の方々に格別の御厚情を賜りましたことを重ねてお礼申し上げます。

皆様方のなお一層の、御健勝、御活躍を心から祈念し、9月定例会閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（森志郎君） 石川町長におかれましては、四期16年の長きにわたり人口が急増し、課題が山積する中で、町政を担当され、本当に御苦労さまでした。議会を代表いたしまして、また、藍住町民を代表いたしまして、この席から厚くお礼申し上げます。

○議長（森志郎君） 以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。これもちまして、平成29年第3回藍住町議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	森 志郎
藍住町議会副議長	平石 賢治
会議録署名議員	安藝 広志
会議録署名議員	鳥海 典昭